明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十三年九月二十九日

○第百七十八回国会 衆議院会議録 第五号

平成二十三年九月二十九日（木曜日）

平成二十三年九月二十九日
午後零時四十分　本会議

○本日の会議に付した案件

裁判官訴追委員及び同予備員辞職の件
裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙
裁判官訴追委員及び同予備員の選挙
検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙
国土審議会委員の選挙
国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙
国会法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）
東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案（議院運営委員長提出）

午後零時四十二分開議

○議長（横路孝弘君）　これより会議を開きます。

裁判官訴追委員及び同予備員辞職の件

○議長（横路孝弘君）　お諮りいたします。

裁判官訴追委員前原誠司君から訴追委員を、裁判官訴追委員の予備員村井宗明君から予備員を、辞職いたしたいとの申し出があります。右申し出をそれぞれ許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君）　御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙
裁判官訴追委員及び同予備員の選挙
検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙
国土審議会委員の選挙
国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙

○議長（横路孝弘君）　つきましては、裁判官訴追委員及び同予備員の選挙を行うのでありますが、この際、あわせて、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員、検察官適格審査会委員及び同予備委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙を行います。

○太田和美君　各種委員等の選挙は、いずれもその手続を省略して、議長において指名され、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員、裁判官訴追委員の予備員の職務を行う順序については、議長において定められることを望みます。

○議長（横路孝弘君）　太田和美さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君）　御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に
細川　律夫君　　仙谷　由人君
及び　笹木　竜三君
を指名いたします。

また、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員に
津村　啓介君　及び　田名部匡代さん
を指名いたします。

なお、予備員の職務を行う順序は、津村啓介君を第二順位とし、田名部匡代さんを第四順位といたします。

次に、裁判官訴追委員に
小沢　鋭仁君　　泉　健太君
及び　山井　和則君
を指名いたします。

また、裁判官訴追委員の予備員に
松本　大輔君　　寺田　学君
及び　和田　隆志君
を指名いたします。

なお、予備員の職務を行う順序は、松本大輔君を第一順位とし、寺田学君を第二順位とし、和田隆志君を第三順位といたします。

次に、検察官適格審査会委員に黒岩宇洋君を指名いたします。

また、階猛君を黒岩宇洋君の予備委員に指名いたします。

次に、国土審議会委員に
小泉　俊明君　　松崎　哲久君
及び　市村浩一郎君
を指名いたします。

次に、国土開発幹線自動車道建設会議委員に鉢呂吉雄君を指名いたします。

○太田和美君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会法の一部を改正する法律案及び東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案の両案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長（横路孝弘君）　太田和美さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君）　御異議なしと認めます。

国会法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案（議院運営委員長提出）

○議長（横路孝弘君）　国会法の一部を改正する法律案、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長小平忠正君。

国会法の一部を改正する法律案

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案

〔本号末尾に掲載〕

〔小平忠正君登壇〕

○小平忠正君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

今般の福島原子力発電所事故は国際原子力事象評価尺度で暫定評価レベル7の最悪の事故であり、早急な事故の収束とともに、再発の防止は至上命題であります。そして、そのためには、客観的な事故原因等の究明が行われることが必要不可欠であり、このことにつきましては世界が注目をしているところであります。

両法律案は、このような認識に基づくものであります。

まず、国会法の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

本法律案は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の原因究明等のため、国会に、両議院の議院運営委員会の合同協議会を置く等のもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、国会に、両院合同協議会を置くこととしております。

第二に、両院合同協議会は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会からの要請を受け、国政に関する調査を行うことができることとしております。

第三に、国会に、別に法律で定めるところにより、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置くこととしております。

第四に、この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から、その日が国会閉会中または衆議院解散中の場合は、次の国会の召集日から起算して十日を経過した日から、施行することとしております。

次に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案について御説明を申し上げます。

本法律案は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の原因究明等のため、国会に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置くもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、国会に、事故調査委員会を置くこととしております。

第二に、事故調査委員会は、委員長及び委員九人をもって組織し、両院合同協議会の推薦に基づき、両議院の議長が、両議院の承認を得て、これを任命することとしております。

第三に、事故調査委員会は、事故調査のため必要があると認めるときは、参考人から意見を聴取することができるとともに、国及び地方の諸機関、原子力事業者その他の者に対して、資料の提出を要求することができることとしております。

第四に、事故調査委員会は、特に必要があると認めるときは、両院合同協議会に対し、国政に関する調査を行うよう、要請することができるものとすることとしております。

第五に、事故調査委員会は、委員長及び委員の任命の日から起算しておおむね六月後を目途として、報告書をまとめ、この提出をもってその調査活動を終了することとしております。

第六に、この法律は、国会法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとし、その施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失うこととしております。

両法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものでございます。

なお、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案について、予算を伴うことから、内閣の意見を聴取いたしましたところ、異議はない旨の発言がありました。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君）　御異議なしと認めます。よって、両案とも可決いたしました。

○議長（横路孝弘君）　本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

出席国務大臣

国務大臣　藤村　修君

○議長の報告

（議決通知）

一、去る十六日、本院は、国会の会期を九月十七日から三十日まで十四日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

（通知書受領）

一、去る二十日、野田内閣総理大臣から横路議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第六九八号

平成二十三年九月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

私は、平成二十三年九月二十日（火）午後八時羽田空港発、九月二十四日（土）午後八時三十分同空港着の予定で、アメリカ合衆国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

（報告書受領）

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。

国家公務員倫理法第四条の規定に基づく平成二十二年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく平成二十三年一月二十四日から同年九月十二日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

自衛隊員倫理法第四条の規定に基づく平成二十二年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

一、去る二十二日、会計検査院長重松博之君から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「東郷ダムの工事が完了していないため事業期間が長期化している国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業について、事後評価を行ってその結果を事業に適切に反映させるとともに、可能な限り経済的で効果的なかんがい用水の水源確保の方法を選定して事業効果の早期発現を図るよう農林水産大臣に対して意見を表示したもの」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「各都道府県に移管された高校奨学金事業について、運営状況等を的確に把握し、これに基づいて必要な助言等を行うなどの所要の対応を執るなどして、将来にわたって適切な運営が確保されるよう文部科学大臣に対して意見を表示したもの」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「航空自衛隊第一補給処における事務用品等の調達に係る入札・契約及び予算執行の状況について」

（応召議員）

一、去る二十日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

愛知県第三区　近藤　昭一君

（理事補欠選任）

一、去る二十六日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　若井　康彦君（理事中川正春君去る二日委員辞任につきその補欠）

理事　岡田　克也君（理事泉健太君去る十三日委員辞任につきその補欠）

理事　笹木　竜三君（理事城井崇君去る十三日委員辞任につきその補欠）

理事　西村智奈美君（理事手塚仁雄君去る十三日委員辞任につきその補欠）

一、昨二十八日、決算行政監視委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　岡島　一正君（理事太田和美君去る十三日委員辞任につきその補欠）

理事　階　猛君（理事小林興起君去る十三日委員辞任につきその補欠）

理事　玉木　朝子君（理事辻惠君去る十三日委員辞任につきその補欠）

理事　三輪　信昭君（理事中塚一宏君去る十三日委員辞任につきその補欠）

理事　森岡洋一郎君（理事柚木道義君去る十三日委員辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任	補欠
小泉進次郎君	あべ　俊子君
あべ　俊子君	小泉進次郎君

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任	補欠
逢坂　誠二君	玉城デニー君
仁木　博文君	前原　誠司君
馬淵　澄夫君	城島　光力君
小里　泰弘君	石原　伸晃君
山本　幸三君	橘　慶一郎君
下地　幹郎君	田中　康夫君
城島　光力君	中林美恵子君
石原　伸晃君	田村　憲久君
橘　慶一郎君	吉野　正芳君
中林美恵子君	竹田　光明君
田村　憲久君	稲田　朋美君
竹田　光明君	櫛渕　万里君
櫛渕　万里君	馬淵　澄夫君
玉城デニー君	逢坂　誠二君
前原　誠司君	仁木　博文君
稲田　朋美君	小里　泰弘君
吉野　正芳君	山本　幸三君
田中　康夫君	下地　幹郎君

一、去る二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任	補欠
打越あかし君	笠原多見子君
大西　健介君	宮崎　岳志君
逢坂　誠二君	矢崎　公二君
岸本　周平君	石津　政雄君
佐々木隆博君	中屋　大介君
中野　寛成君	玉木　朝子君
和田　隆志君	田中美絵子君
渡部　恒三君	山口　和之君
小里　泰弘君	石破　茂君
馳　浩君	伊東　良孝君
遠山　清彦君	石井　啓一君
笠井　亮君	志位　和夫君
山内　康一君	江田　憲司君
笠原多見子君	京野　公子君
石破　茂君	河井　克行君
京野　公子君	中野渡詔子君
中野渡詔子君	阿知波吉信君
阿知波吉信君	打越あかし君
石津　政雄君	岸本　周平君
田中美絵子君	和田　隆志君
玉木　朝子君	中野　寛成君
中屋　大介君	佐々木隆博君
宮崎　岳志君	大西　健介君

矢崎　公二君　　逢坂　誠二君
山口　和之君　　渡部　恒三君
伊東　良孝君　　馳　　浩君
河井　克行君　　小里　泰弘君
石井　啓一君　　遠山　清彦君
志位　和夫君　　笠井　亮君
江田　憲司君　　山内　康一君

一、昨二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算行政監視委員

辞任　　補欠

小野塚勝俊君　福島　伸享君
熊谷　貞俊君　相原　史乃君
松岡　広隆君　福田衣里子君
向山　好一君　稲富　修二君
森本　和義君　磯谷香代子君
吉田　統彦君　大西　健介君
逢沢　一郎君　望月　義夫君
中村喜四郎君　髙木　　毅君
相原　史乃君　熊谷　貞俊君
磯谷香代子君　森本　和義君
稲富　修二君　向山　好一君
大西　健介君　吉田　統彦君
福島　伸享君　小野塚勝俊君
福田衣里子君　松岡　広隆君
髙木　　毅君　中村喜四郎君
望月　義夫君　逢沢　一郎君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任　　補欠

重野　安正君　　中島　隆利君
中島　隆利君　　重野　安正君

（議案提出）

一、昨二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

議員石川知裕君の議員辞職勧告に関する決議案（逢沢一郎君外五名提出）

（議案受領）

一、昨二十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、昨二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

議員石川知裕君の議員辞職勧告に関する決議案（逢沢一郎君外五名提出、決議第二号）

議院運営委員会　付託

（調査要求承認）

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十六日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

予算の実施状況に関する事項

二、調査の目的

予算の実施の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十三年九月二十六日

予算委員長　中井　　洽

衆議院議長　横路　孝弘殿

（質問書提出）

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

豪雨発生時における避難・救助対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）

能登半島沖で脱北者が保護された件に関する質問主意書（浅野貴博君提出）

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

津波被害を受けて間借りしている公立小中学校の再建に関する質問主意書（木村太郎君提出）

在韓国日本国大使館前に反日的記念碑が建立される計画に対する政府の対応に関する質問主意書（浅野貴博君提出）

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

羅臼沖におけるロシアトロール漁船の操業に対する政府の対応並びにロシア政府との協議等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）

野田内閣の普天間飛行場移設問題への対応等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）

松くい虫被害の対応に関する質問主意書（木村太郎君提出）

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

我が国における攻めの農林水産業を展開していく上での風評被害対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）

国連総会の際に行われた日ロ外相会談に関する質問主意書（浅野貴博君提出）

一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄県八重山採択地区における教科書採択に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）

市区町村の学校設計における防災機能に関する質問主意書（木村太郎君提出）

尖閣諸島沖で発生した我が国の海上保安船と中国漁船との衝突事件に係る報道等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）

一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

チャイルドシート使用率の向上に関する質問主意書（木村太郎君提出）

菅直人前内閣における内閣官房機密費の使途並びに野田佳彦新内閣における同機密費の情報開示等のあり方に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）

一、昨二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

女性の学童擁護員（みどりのおばさん）に関する質問主意書（木村太郎君提出）

中国漁船衝突事案における中国人船長釈放の経緯に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
韓国で開催されたプロサッカーの試合において東日本大震災を中傷する横断幕が掲げられた件に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
野田内閣が「なるべく早く」取り組もうとする諸課題に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
児童・生徒が少ない地域における小中学校教育の体制確保に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
野田総理が主宰する「新たな会議体」に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
オバマ米大統領の被爆地訪問に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
政府による邦人保護に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
沖縄県「八重山採択地区」における教科書選定に関する再質問主意書（照屋寛徳君提出）

（答弁書受領）

一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員浅野貴博君提出菅直人前内閣における内閣官房機密費の使途並びに野田佳彦新内閣における同機密費の情報開示等のあり方に関する質問に対する答弁書
衆議院議員木村太郎君提出厚生労働大臣の不見識なたばこ増税発言に関する質問に対する答弁書
衆議院議員佐藤勉君提出ＪＲ総連及びＪＲ東労組への革マル派の浸透に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小野寺五典君提出野田内閣の内政及び重要外交課題に対する基本姿勢に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小野寺五典君提出野田内閣の安全保障政策への姿勢に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小野寺五典君提出野田内閣の経済連携協定に対する姿勢に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小野寺五典君提出平成二十三年度第二次補正予算の執行状況に関する質問に対する答弁書
衆議院議員渡辺喜美君提出原子力発電所事故の賠償に関する質問に対する答弁書
衆議院議員木村太郎君提出脳卒中対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員橘慶一郎君提出今後の法曹養成制度の検討の進捗状況に関する質問に対する答弁書
衆議院議員橘慶一郎君提出国と地方自治体との関係に係る菅内閣から野田内閣への引継ぎに関する質問に対する答弁書
衆議院議員秋葉賢也君提出我が国巡視船の損害賠償請求等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち予定地に関する質問に対する答弁書
衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち貯水池に関する質問に対する答弁書
衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうちポンプに関する質問に対する答弁書
衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち電力供給システムに関する質問に対する答弁書
衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち最終処分に関する質問に対する答弁書
衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち地震に関する質問に対する答弁書
衆議院議員河野太郎君提出原子力発電所の輸出に伴う使用済み核燃料に関する質問に対する答弁書
衆議院議員河野太郎君提出原子力発電所の輸出に伴う政府保証に関する質問に対する答弁書
衆議院議員河野太郎君提出政府の昨今の複数の問いのある質問主意書への回答に関する質問に対する答弁書
衆議院議員河野太郎君提出政府の昨今の質問主意書への回答に関する質問に対する答弁書
衆議院議員河野太郎君提出政府の昨今の質問主意書への回答への政務三役の介入に関する質問に対する答弁書
衆議院議員河野太郎君提出再就職等監視委員会の委員長および委員の任命に関する質問に対する答弁書
衆議院議員高市早苗君提出台風十二号被災地の復旧対策及び今後の防災対策等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員塩川鉄也君提出野田内閣の内閣官房機密費の情報公開方針に関する質問に対する答弁書
衆議院議員照屋寛徳君提出沖縄県「八重山採択地区」における教科書選定に関する質問に対する答弁書
衆議院議員浅野貴博君提出取調べの全過程可視化に対する野田佳彦内閣の見解に関する質問に対する答弁書
衆議院議員浅野貴博君提出国会議員からの電話等に対する警察庁の対応等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員浅野貴博君提出外務省が発行している雑誌「外交」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員木村太郎君提出豪雨発生時における避難・救助対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員浅野貴博君提出能登半島沖で脱北者が保護された件に関する質問に対する答弁書

平成二十三年九月十三日提出
質問第一号

菅直人前内閣における内閣官房機密費の使途並びに野田佳彦新内閣における同機密費の情報開示等のあり方に関する質問主意書

提出者　浅野　貴博

菅直人前内閣における内閣官房機密費の使途並びに野田佳彦新内閣における同機密費の情報開示等のあり方に関する質問主意書

一　二〇一〇年六月八日に発足し、本年九月二日に総辞職するまでの間、菅直人前内閣において使われた内閣官房機密費の額は合計いくらになるか。その具体的使途、対象等については問わ

ないところ、金額のみを明らかにされたい。

二　二〇〇九年八月の第四十五回衆議院議員総選挙において、当時の鳩山由紀夫代表率いる民主党は、官僚政治を打破し、国民目線に立った、生活者第一の政治の実現を訴え、政権交代を実現した。また内閣官房機密費についても、「民主党の政権政策Manifesto 2009」に記述はないものの、支払記録を作成し、一定期間後に公表することを義務付ける等、民主党としてその透明性確保を図ることを主張していたと承知する。また民主党として、二〇〇一年に起きた外務省の機密費流用事件を機に、いわゆる機密費流用防止法案を国会に提出し、その中で機密費の支払記録書の作成や一定期間経過後の公表を求め、また二〇〇二年、当時の岡田克也政調会長は、「官房長官が自分の判断で使用できる金額の内容を開示せず、不明瞭な状態を保っていることは極めて不十分であり、非常に不満に思う」とも述べていると承知する。本年九月二日に発足した野田佳彦新内閣として、右で述べた民主党としての内閣官房機密費の情報開示等のあり方に係る考えは踏襲されているか。

三　民主党政権発足後、これまでの内閣は内閣官房機密費について、「内閣官房報償費については、平成二十二年三月二十三日の参議院予算委員会における鳩山由紀夫内閣総理大臣の発言の趣旨にのっとり、できる限りの透明性の確保を図る方策について、内閣官房報償費の取扱責任者である内閣官房長官が、本年度一年間を通じて内閣官房報償費を責任を持って執行し、その使途等を検証していく中で、検討することとしている。」（鳩山由紀夫内閣。内閣衆質一七四第三〇五号）、「菅内閣としては、内閣官房報償費の取扱責任者である内閣官房長官が、責任を持ってこれを執行し、その使途等を検証しているところであり、内閣官房報償費の透明性の確保を図る方策については、その中で検討することとしたい。」（菅直人内閣。内閣衆質一七五第五号）と、政府答弁書においてその使途等を検証し、透明性の確保を図る旨の考えを披歴している。右に関し、野田内閣としてどのような見解を有しているのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七八第一号

平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出菅直人前内閣における内閣官房機密費の使途並びに野田佳彦新内閣における同機密費の情報開示等のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出菅直人前内閣における内閣官房機密費の使途並びに野田佳彦新内閣における同機密費の情報開示等のあり方に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十二年六月八日から平成二十三年九月二日までの間に内閣官房長官へ支出された内閣官房報償費は、十五億三千万円である。なお、同年四月に未使用額として九十一万三千八十二円が国庫に返納されている。

二及び三について

野田内閣としては、内閣官房報償費の取扱責任者である内閣官房長官が、責任を持ってこれを執行し、その使途等を検証することとしており、内閣官房報償費の透明性の確保を図る方策については、その中で今後検討することとしたい。

平成二十三年九月十三日提出

質問第二号

厚生労働大臣の不見識なたばこ増税発言に関する質問主意書

提出者　木村　太郎

厚生労働大臣の不見識なたばこ増税発言に関する質問主意書

今月五日、小宮山厚生労働大臣は、たばこ税について、「年百円ずつ引き上げ、一箱七百円ぐらいにしたい。喫煙者の八割から九割が実は禁煙したいと思っている。色々なデータをみると、七百円までは税収が減らない。税収のために財務省が所管するのはおかしく、健康のために厚生労働省が所管するようにしたい。」と主張した。これを受け、藤村官房長官は「個人的な思いを述べられたものだ。」とし、安住財務大臣は「所管は私だ。小宮山先生はたばこ嫌いですから。」とけん制した。浮き立つ新政権まだ覚めやらぬうちの閣内不一致であり、鳩山、菅内閣と同様、就任早々で舞い上がった閣僚の軽口には辟易するものである。小宮山厚生労働大臣は、健康を守る目的から、厚生労働省を代表して述べたと詭弁をしているが、我が国で最も税負担の重い商品であることを知った上、しかも己の好き嫌いの尺度での発言となれば、ささやかな嗜好で癒す喫煙者や葉たばこ耕作者、販売者に対する配慮を無視した単なる一方的な独善者と言っても過言ではない。喫煙者の現状においては、毎日納税し、一般財源として主に地域の民生費や衛生費、土木費、消防費、更には教育費、公債費にも充てられ、社会へ大いに貢献していると聞くが、非喫煙者に対して受動喫煙などに配慮するため排他的な扱いをされることを余儀なくされ、共生の観点から実に不本意な気持ちであろうと察する。

日々の生活において、たばこ税によって賄われていることが数多くあり、安易なたばこ税の増税については、販売減少を加速し、却って税収増には結びつかないと考える。

従って、次の事項について質問する。

一　今回の小宮山厚生労働大臣の発言について、閣内不一致と認めるのか、野田内閣の見解如何。

二　一に関連し、一国の閣僚が所管外において、個人の趣味・嗜好にまで立ち入り、己の好き嫌いの尺度でささやかな嗜好を遮ろうとする姿は、自由と民主主義国家における閣僚としてその品性を問わざるを得ないと考えるが、野田内閣の見解如何。

三　菅前政権が、昨年十月一日からたばこ税を大幅に増税したことにより、価格における税金の占める割合は増えたものの、葉たばこ耕作者への還元は皆無に等しいものだったという現実をどのように捉えているのか、野田内閣の見解如何。

四　日本たばこ産業が葉たばこを買い取る価格は、近年ほぼ横ばいのままで推移しているが、増税により販売減少が加速することは必至であり、葉たばこ耕作者の収入に直結する作付面積も当然ながら縮小せざるを得ない状況になっていくものと予想される。この場合において、国はどのような責任をとり支援していくのか、野田内閣の見解如何。

五　現在、厳しい環境下にある葉たばこ耕作者やたばこ販売者に対し、国は今後具体的にどのような支援を講じていくのか、野田内閣の見解如何。

六　喫煙者の現状においては、毎日納税し、一般財源として主に地域の民生費や衛生費、土木費、消防費、更には教育費、公債費にも充てられ、社会へ大いに貢献していると聞くが、非喫煙者に対して受動喫煙などに配慮するため排他的な扱いをされることを余儀なくされていることについてどのように分析しているのか、野田内閣の見解如何。

七　日々の生活において、たばこ税によって賄われていることが数多くあり、安易なたばこ税の増税については、販売減少を加速し、却って税収増には結びつかないと考えるが、野田内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七八第二号
平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出厚生労働大臣の不見識なたばこ増税発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出厚生労働大臣の不見識なたばこ増税発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

小宮山厚生労働大臣は、国民の健康の増進に関することを所掌する立場から、たばこ税の増税を要望していきたいという意向を表明したものであり、閣内不一致とは考えていない。

三から五までについて

葉たばこの買入れについては、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三条の規定により、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）は、たばこ耕作者との間で葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当該契約に基づいて生産された葉たばこを全て買い入れることとされている。

また、会社が当該契約を締結しようとするときは、同法第四条の規定により、葉たばこの買入れに係る耕作面積及び価格について、あらかじめ、たばこ耕作者の代表者も委員となっている葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重して定めるものとされており、同審議会は、葉たばこの買入価格について、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議するものとされている。

政府としては、会社は、これらの規定に基づき、たばこ耕作者との間において、葉たばこの買入れに関する契約の締結及び当該契約に基づく葉たばこの買入れを適正に行うものと考えている。

さらに、たばこ販売業者については、社会的・経済的環境の変化等により一時的に業況の悪化を来している中小企業者に対する支援策として、株式会社日本政策金融公庫等の融資制度等が設けられており、これを活用できることとなっている。

六について

健康増進法（平成十四年法律第百三号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に基づき多数の者が利用する施設及び職場で実施している受動喫煙防止対策は、他人のたばこの煙を吸わされることによる健康への悪影響を防止することを目的とするものであり、喫煙者に対して「排他的な扱い」をするためのものではない。

七について

たばこ税の税率引上げについては、「平成二十三年度税制改正大綱」（平成二十二年十二月十六日閣議決定）で示した「税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断していきます。」との方針に沿って、今後、税制調査会等において総合的に検討してまいりたい。

平成二十三年九月十三日提出
質問第三号

ＪＲ総連及びＪＲ東労組への革マル派の浸透に関する質問主意書

提出者　佐藤　勉

ＪＲ総連及びＪＲ東労組への革マル派の浸透に関する質問主意書

私は昨年四月二十七日に「革マル派によるＪＲ総連及びＪＲ東労組への浸透に関する質問主意書」（質問第四三〇号）を提出した。これに対して、鳩山内閣は五月十一日、革マル派の社会的な危険性を指摘し、「ＪＲ総連（全日本鉄道労働組合総連合会）及びＪＲ東労組（東日本旅客鉄道労働組合）内には、影響力を行使し得る立場に革マル派活動家が相当浸透していると認識している」などとする答弁書（内閣衆質一七四第四三〇号）（以下「前回答弁書」という。）を閣議決定した。また、第百七十五回臨時国会の昨年八月三日の衆議院予算委員会における答弁で、中井洽国家公安委員会委員長は「私どもは、ＪＲ総連、ＪＲ東労組と革マル派の関係については、革マル派が相当浸透して

いると認識しているのは事実でございます」と改めて明言した。

政府が現在も「共産主義革命を起こすことを究極の目的としている極左暴力集団」と認定する革マル派が、ＪＲ総連及びＪＲ東労組内に相当浸透しているという事実は、わが国の治安維持の観点から、決して看過することのできない深刻な問題である。政府においては、ＪＲという公共交通機関の労働組合に、過激派・革マル派が浸透している事態を看過することなく、国の治安維持のために取り組みを強化すべきであると考える。

以上の認識に立ち、内閣が交代したことを踏まえ、あらためて以下質問する。

一　革マル派については、前回答弁書によれば、「日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派（以下「革マル派」という。）は、共産主義革命を起こすことを究極の目的としている極左暴力集団であり、これまでにも、火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）違反事件や対立するセクトとの間での殺人事件等、多数の刑事事件を引き起こしている。革マル派は、将来の共産主義革命に備えるため、その組織拡大に重点を置き、周囲に警戒心を抱かせないよう党派性を隠して基幹産業の労働組合等各界各層への浸透を図っており、全日本鉄道労働組合総連合会（以下「ＪＲ総連」という。）及び東日本旅客鉄道労働組合内には、影響力を行使し得る立場に革マル派活動家が相当浸透していると認識している。今後も、革マル派は、組織拡大に重点を置き、党派性を隠して基幹産業の労働組合等各界各層への浸透を図っていくものと見られる」と回答しているが、その見解は今でも変わらないか。

右質問する。

内閣衆質一七八第三号

平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員佐藤勉君提出ＪＲ総連及びＪＲ東労組への革マル派の浸透に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員佐藤勉君提出ＪＲ総連及びＪＲ東労組への革マル派の浸透に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十二年五月十一日内閣衆質一七四第四三〇号）一から四まで及び六についての第一段落で述べた見解に変わりはない。

平成二十三年九月十三日提出

質問第四号

野田内閣の内政及び重要外交課題に対する基本姿勢に関する質問主意書

提出者　小野寺五典

野田内閣の内政及び重要外交課題に対する基本姿勢に関する質問主意書

本年九月二日に、野田内閣が発足した。被災地出身の議員として、野田内閣には、菅前内閣では滞った東日本大震災の復旧・復興を速やかに進め、被災者の生活再建に全力で取り組んでもらいたい。

しかし、これまでの民主党の政権運営をみても、国家に対する基本的認識の欠如、政策合意システムがないゆえの政策決定過程の不透明性、深刻な党内対立を避けるための懸案先送り傾向など、民主党には、そもそも政権担当能力がないことが明らかになってきている。結果、山積する内外の課題を処理できずにいることは国家国民にとって大きな不幸である。

野田内閣は民主党政権としては三代目であり、もはや後の無い内閣であるが、課題を少しでも前に進めるためには、これまでの民主党政権とどこが違い、どこが同じなのか、内政及び外交の基本姿勢を確認する必要がある。

このことを踏まえ、以下の通り質問する。

一　野田総理は、雑誌Ｖｏｉｃｅ十月号への寄稿「わが政治哲学」の中で、「民主党政権になって以降の政治のあり方について、とりわけ東日本大震災後の混迷についてお叱りを受けることも多い。」と記しているが、野田内閣として、「東日本大震災後の混迷」は存在したと考えるか。存在したとすれば、どのような事象を指し、その原因は何であったと考えるか。また「民主党政権になって以降の政治のあり方」の問題点は何であったと考えているか。これらに対し新内閣としてどのような改善を図るつもりなのか。

二　現在政府は、ヨルダン、ロシア、韓国、ベトナムとの原子力協定の承認を国会に求めている。これら協定の扱いに関し、菅内閣は質問主意書の答弁書において「これまで進められてきた各国との原子力協力については、外交交渉の積み重ねや培ってきた国家間の信頼を損なうことのないよう留意し、進めていく。」とし、引き続き諸協定の承認を求めていた。野田内閣は、これを踏襲するのか。

三　九月一日の野田総理とオバマ米国大統領との電話会談において、普天間飛行場の移設に関する昨年五月の日米合意の履行を最優先課題として挙げたと報道されているが、野田内閣においてはこの日米合意を忠実に履行する方針か。その際、沖縄に対しどのような働きかけを行うつもりか。これまでの民主党内閣では、外務・防衛・沖縄北方の各大臣及び内閣官房長官がそれぞれ持論を披露しつつ沖縄と交渉し、沖縄側を混乱させてきたが、野田内閣として普天間問題に関する沖縄への窓口となる担当閣僚を設置する方針はあるか。

四　普天間移設問題に関し、米国議会におけるグアム移転費削減の動きについて野田内閣としてどのようにとらえているか。またこれらの動きに対し、日本政府として米国側に何か働きかけを行うつもりはあるか。

五　米国では、今年中に普天間移設が具体的に動かなければ、グアム移転の予算もつかず、結果として普天間飛行場が固定化されるとの見方も出ているが、野田内閣として、移設に向けた地元沖縄との合意に関する期限を設定する考えは

あるのか。また移設が進まなければ、普天間飛行場が固定化されるという認識を持っているか。

六　野田内閣として、普天間移設問題が依然解決していない理由は何であると考えるか。この問題の解決のために、一番に努力すべき主体は日本国政府、地元沖縄、米国政府のどこであると考えるか。

七　九月一日に、防衛省の中江事務次官が、沖縄県知事に対し、辺野古への移設計画に基づく環境影響評価（アセスメント）評価書を年内にも提出する方針を伝えていたことが報道された。しかし、この手続きの再開方針に関して、沖縄では反発も広がっている。野田内閣として地元の合意の成算がなくても、手続きを進める意図はあるのか。

八　民主党は、マニフェストでも日米地位協定の改定提起を謳っているが、野田内閣として改定に向けた具体的行動を起こすつもりはあるか。その場合、改定すべき点はどのようなものになるか。

九　野田総理は、前述の、雑誌Ｖｏｉｃｅ十月号の寄稿の中で、「東アジア共同体などといった大ビジョンを打ち出す必要はない」と記しているが、これは野田内閣として「東アジア共同体」の構築に向けた具体的行動は起こさないということか。この場合「東アジア共同体」の構想そのものに問題があるという認識なのか。問題があるとすれば具体的に何か。現状は「東アジア共同体」を打ち出すべき国際環境にないということか。

十　野田内閣の一川防衛大臣が、「安全保障に関しては素人だが、これが本当のシビリアンコントロール（文民統制）だ」と述べたと報道された。野田内閣として、この発言は問題の無いものと考えるか。「文民統制」とは、野田内閣としてどのように説明されるべきものと考えるか。また、素人感覚が「文民統制」に良い影響を与えるものと考えるか。

十一　野田総理は、前述の、雑誌Ｖｏｉｃｅ十月号の寄稿の中で、「「自分の国は自分で守る」という覚悟を、あらためてしっかりと固める」ことが必要と記しているが、これは、野田内閣として、近年の自衛隊の人員と予算の縮減傾向に歯止めをかけるという意味か。また、前述の「覚悟」を固めるためには、具体的にどのような政策を進めるつもりか。

右質問する。

内閣衆質一七八第四号
平成二十三年九月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員小野寺五典君提出野田内閣の内政及び重要外交課題に対する基本姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員小野寺五典君提出野田内閣の内政及び重要外交課題に対する基本姿勢に関する質問に対する答弁書

一について

東日本大震災は、被害が甚大で広範囲にわたるだけでなく、地震・津波・原発事故が複合した未曽有の大災害である。

政府は、東日本大震災による被害を受けた地域の地方公共団体とも協力して、復旧作業に全力を挙げてきたが、迅速さに欠け、必要な方々に支援の手が行き届いていないという指摘もあると認識している。

政府としては、このような指摘に真摯に耳を傾け、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成二十三年七月二十九日東日本大震災復興対策本部決定）に基づき一つ一つの具体策を着実に実行するなど、野田内閣として平成二十三年九月二日に閣議決定した「基本方針」に基づき内外の政策課題にしっかりと取り組んでまいりたい。

二について

政府として、先の答弁書（平成二十三年八月五日内閣衆質一七七第三四五号）で述べた方針に変わりはない。なお、各国との原子力協力を進めるに当たっては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故原因の調査の状況や原子力安全への取組等について相手国に丁寧に説明していく考えである。

三について

政府としては、普天間飛行場の移設問題について、平成二十二年五月二十八日の日米安全保障協議委員会（以下「ＳＣＣ」という。）の共同発表及び本年六月二十一日のＳＣＣの際に発表したＳＣＣ文書「在日米軍の再編の進展」（以下「平成二十二年五月二十八日の共同発表等」という。）を踏まえ、同飛行場の固定化を回避し、沖縄の負担軽減を図るべく、政府の考え方を沖縄の皆様に誠実に説明し理解を求めながら、全力で取り組む考えである。なお、お尋ねの「普天間問題に関する沖縄への窓口となる担当閣僚」を設置する方針はないが、内閣官房長官の下で、沖縄関係閣僚会合を随時開催し、関係閣僚間での認識共有を図り、政府が一体となって、同飛行場の移設問題に対処していく所存である。

四について

米国下院においては、在沖縄海兵隊のグアムへの移転（以下「グアム移転」という。）に係る予算約一億五千六百万米ドル（以下「グアム移転予算」という。）を認める形で、二千十二会計年度の国防に関する支出を授権する法案（以下「国防支出授権法案」という。）を本年五月二十六日に、二千十二会計年度の軍事建設等に関する歳出についての法案（以下「軍事建設歳出法案」という。）を同年六月十四日に、それぞれ可決し、上院においては、軍事委員会において同月十六日にグアム移転予算を全額認めない形で国防支出授権法案を可決すべきものと決するとともに、本会議において同年七月二十日にグアム移転予算を全額認めない形で軍事建設歳出法案を可決したと承知しており、今後、両院の間で最終案に向けた調整が行われるものと考えている。

このような中、本年六月二十一日に開催されたＳＣＣの際に発表したＳＣＣ文書「在日米

軍の再編の進展」においては、日米両政府の間で、平成二十二年五月二十八日の共同発表等によって補完された平成十八年五月一日のＳＣＣ文書「再編の実施のための日米ロードマップ」及び第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（平成二十一年条約第三号）に従ってグアム移転を着実に実施する旨を確認しており、我が国政府としては、このようなグアム移転の米国側予算に係る同国議会の動向を引き続き注視しながら、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担を軽減するため、引き続きこれらの日米合意に従ってグアム移転を着実に実施するため米国と協力していく所存である。

五について

政府としては、お尋ねの「移設に向けた地元沖縄との合意に関する期限」を設定する考えはないが、平成二十二年五月二十八日の共同発表等を踏まえ、普天間飛行場の固定化を回避し、沖縄の負担軽減を図るべく、政府の考え方を沖縄の皆様に誠実に説明し理解を求めながら、全力で取り組む考えである。

六について

政府としては、普天間飛行場の移設問題については、政府、地元及び米国の三者が納得する解決策を見いだしていかなければならないという極めて難しい問題であるため、時間を要してきていると認識している。

同飛行場の移設問題については、我が国政府が、米国政府とも協力しつつ沖縄の皆様に誠実に説明し理解を求めながら、全力で取り組んでいく必要があると考えている。

七について

普天間飛行場の移設問題については、平成二十二年五月二十八日の共同発表等を踏まえ、同飛行場の固定化を回避し、沖縄の負担軽減を図るべく、政府の考え方を沖縄の皆様に誠実に説明し理解を求めながら、全力で取り組んでいるところである。また、同飛行場の代替施設に係る環境影響評価の手続については、関係法令に従い、適切に対応してまいりたい。

八について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）については、今後とも、日米同盟を更に深化させるよう努めていく中で、普天間飛行場の移設問題など他の喫緊の課題の進展を踏まえつつ、その対応について検討する考えである。政府としては、まずは、米軍人等による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍施設・区域における環境問題等の具体的な問題について、地元の方々の御要望を踏まえつつ、最大限の努力を行っていく考えである。

九について

野田内閣としては、大きな構想を打ち出すよりも、当面の諸課題に着実に取り組んでいくことがむしろ重要であると認識しており、「東アジア共同体構想」を否定しているわけではない。

政府として、豊かで安定したアジア・太平洋地域の実現は、我が国の平和、安定及び繁栄にとって不可欠であるとの考えの下、東南アジア諸国連合（以下「ＡＳＥＡＮ」という。）、東アジア首脳会議、ＡＳＥＡＮ地域フォーラム、アジア太平洋経済協力などの既存の枠組みを活用し、開かれた形で重層的な地域協力のネットワークを強化していくという従来からの方針に変わりはない。

十について

文民統制は、民主主義国家における軍事に対する政治の優先を意味するものであり、我が国の現行制度においては、国防に関する国務を含め、国政の執行を担当する最高の責任者たる内閣総理大臣及び国務大臣は、憲法上全て文民でなければならないこととされ、また、国防に関する重要事項については内閣総理大臣を議長とする安全保障会議に諮らなければならないこととされており、さらに、国防組織たる自衛隊も法律、予算等について国会の民主的コントロールの下に置かれていること等により、厳格な文民統制が確保されているものと考えている。

また、お尋ねの「素人感覚が「文民統制」に良い影響を与える」との趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の防衛大臣の発言は、一般の国民を代表する政治家が、国民の目線に立って物事を判断していくべきとの趣旨であり、当該発言については、本人の真意が伝わらない形で報道されたものであると考えている。

十一について

「平成二十三年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成二十二年十二月十七日閣議決定。以下「新大綱」という。）においては、陸上自衛隊の編成定数を十五万四千人、常備自衛官定員を十四万七千人、即応予備自衛官員数を七千人とし、新大綱に従って定められた「中期防衛力整備計画（平成二十三年度～平成二十七年度）」（平成二十二年十二月十七日閣議決定。以下「新中期防」という。）においては、精強性を高めるための第一線部隊の充足について、後方業務に関する新たな人事任用制度の導入に伴う人件費抑制や人員の配置転換により、人件費の追加的な負担を招かない範囲で措置することとされている。

また、新中期防の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、将来における予見し難い事象への対応等特に必要があると認める場合に限り安全保障会議の承認を得て新中期防の計画期間中において措置できる限度額千億円を含め、二十三兆四千九百億円程度をめどとすることとされている。

国の防衛は、国家が担うべき最も基本的な施策であり、新大綱において「我が国の安全保障の目標を達成するための根幹となるのは自らが行う努力であるとの認識に基づき、・・・同盟国等とも連携しつつ、平素から国として総力を挙げて取り組む」とされていることを踏まえ、政府としては、新大綱及び新中期防に従い、自衛隊全体にわたる抜本的な効率化・合理化を

行った上で、真に必要な機能に資源を選択的に集中して、人的基盤を含めた防衛力の構造的な変革を図り、限られた資源でより多くの成果を達成することとしており、即応性や機動性等を備え、高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築していく考えである。

平成二十三年九月十三日提出
質　問　第　五　号

野田内閣の安全保障政策への姿勢に関する質問主意書

提出者　小野寺五典

野田内閣の安全保障政策への姿勢に関する質問主意書

野田内閣では、政策決定システムをこれまでの「内閣への一体化」から、民主党政策調査会長に法案のいわゆる事前審査権を付与する旨を表明している。このような中、民主党の前原誠司政調会長が九月七日に、ワシントンでの講演で、武器輸出三原則の見直しや海外に派遣された自衛隊の武器使用基準緩和の必要性について発言をした。しかし、政府内では一川防衛大臣や藤村官房長官らがそれぞれ、「何も連携していない。」「基本的に前原氏が持論を発言したもの」と、政府との関連性を否定している。

このことを踏まえ、以下の通り質問する。

一　海外における自衛隊の武器使用基準の緩和の必要性についての野田内閣の認識如何。また前原政調会長の発言を受け、野田内閣として今後緩和の検討を始める意図はあるか。

二　野田総理は、かつて集団的自衛権の行使を肯定する見解を示したことがあるが、わが国の集団的自衛権の容認について、野田内閣としてどのような考えを持っているか。

三　現在、多国間による装備の共同開発が国際的な主流となってきている。わが国防衛産業の国際的な技術レベルの維持と他国との技術交流の維持のために、野田内閣としてどのように対応するつもりか。また、共同研究・開発・生産や「武器」の定義の緩和等、武器輸出三原則等の見直しが必要であるが、野田内閣として、緩和に向けた検討を始める意図はあるか。

右質問する。

内閣衆質一七八第五号
平成二十三年九月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員小野寺五典君提出野田内閣の安全保障政策への姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小野寺五典君提出野田内閣の安全保障政策への姿勢に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「海外における自衛隊の武器使用基準」が指すところが必ずしも明らかではないが、国際平和協力業務に従事する自衛官の武器使用権限の在り方については、本年七月に東内閣府副大臣（当時）を座長とするＰＫＯの在り方に関する懇談会が取りまとめた「ＰＫＯの在り方に関する懇談会」中間取りまとめ」においても今後検討すべき課題の一つとして言及されており、これまでの同懇談会での議論や、国会等での議論も踏まえつつ、引き続き検討することが必要であると考えている。

二について

集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されている。政府としては、従来から、集団的自衛権の行使は、憲法上許されないと解してきていると承知している。

三について

武器輸出三原則等は、国際紛争等を助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものであり、政府としては、この基本理念を引き続き堅持しつつ、効果的・効率的な防衛力整備を行うため、防衛装備品の開発・生産等に関し、先進諸国において、国際共同開発・共同生産に参加することで装備品の高性能化の実現やコストの高騰への対応を図ることが主流になっている等の変化に対応する方策について、幅広い視点から検討することとしている。また、安定的かつ中長期的な防衛力の維持整備を行うため、防衛生産・技術基盤に関する戦略を策定することとしている。

平成二十三年九月十三日提出
質　問　第　六　号

野田内閣の経済連携協定に対する姿勢に関する質問主意書

提出者　小野寺五典

野田内閣の経済連携協定に対する姿勢に関する質問主意書

昨年秋、外交に行き詰った菅政権が、苦し紛れに「ＴＰＰ交渉参加の検討」を打ち上げた。しかし、突如の表明後、国民の間で賛成・反対の大合唱が起きると、意図を説明する責任を放棄して、交渉参加の是非と国内対策の提示、その全てを簡単に先送りした。その後、検討状況も見えないままの状態で今日に至っている。

このことを踏まえ、以下の通り質問する。

一　菅内閣では、「平成の開国」というスローガンを掲げ、平均関税率の低いわが国が、まるで鎖国状態であるかのような誤った認識を流布したが、野田内閣においても、この菅内閣のスローガンを踏襲するのか。

二　菅内閣では、ＴＰＰ交渉参加の議論の前提となる、ＴＰＰについての情報収集・分析・国民への提示が決定的に欠けていた。特に、ＴＰＰ交渉の一部でしかない農業問題ばかりに焦点を当て、その他、労働者の移動・サービス・政府調達・投資など、未だ議論の内容が明確でないものについての議論も起こさなかった。これらが日本社会にどのような影響を与えるのか、政府は国民に明確に説明する責任があるが、野田内閣としてこれら国民的議論の前提となる情報

提供について、誠実に対応する意図はあるか。また、十分な国内対策の議論を推し進める意図はあるのか。

三　ＴＰＰ交渉へ早期に参加すべきと言っていた理由の中で、「日本に有利なルール作りができる」ことが言われていた。しかし、仮に野田内閣がＴＰＰ交渉参加を現段階で決断しても、米国では交渉開始の三ヶ月前に議会に通告しなければならない決まりがある関係上、日本がＴＰＰ交渉に加われるのは十一月以降となる。ＴＰＰは十一月のハワイＡＰＥＣまでの妥結を目指しているので、日本の交渉参加は事実上既に不可能ではないのか。野田内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七八第六号
平成二十三年九月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員小野寺五典君提出野田内閣の経済連携協定に対する姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小野寺五典君提出野田内閣の経済連携協定に対する姿勢に関する質問に対する答弁書

一について

世界経済の成長を取り込み、産業空洞化を防止していくためにも、国と国との結び付きを経済面で強化する経済連携の取組は欠かせない課題であり、政府としては、引き続き「包括的経済連携に関する基本方針」（平成二十二年十一月九日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、高いレベルの経済連携協定の締結を戦略的に追求していく方針である。

二について

環太平洋パートナーシップ（以下「ＴＰＰ」という。）協定については、随時、関係国との間で情報収集や協議を行ってきているが、その結果得られた情報については、国民の理解を深めるため、政府として可能な限り説明するよう努めてきており、今後とも努めていく考えである。なお、我が国は、現段階ではＴＰＰ協定交渉に参加しておらず、同交渉における参加国の立場が必ずしも明らかでないことから、仮に我が国がＴＰＰ協定に参加した場合に、どの分野にどのような影響があるかを具体的に示すことは困難である。また、政府としては、ＴＰＰ協定交渉への参加の判断のいかんにかかわらず、基本方針に基づき、高いレベルの経済連携に必要となる競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進していく方針である。

三について

我が国は、現段階ではＴＰＰ協定交渉に参加しておらず、同交渉の見通しについて予断することはできないが、同交渉の参加国は、本年十一月にＴＰＰ協定の大まかな輪郭を固めるとの目標を表明していると承知している。このようなことから、政府として、御指摘のように「日本の交渉参加は事実上既に不可能」であるとは考えていない。いずれにせよ、政府としては、ＴＰＰ協定交渉への参加について、しっかりと議論し、できるだけ早期に結論を出す方針である。

平成二十三年九月十三日提出
質問第七号

平成二十三年度第二次補正予算の執行状況に関する質問主意書

提出者　小野寺五典

平成二十三年度第二次補正予算の執行状況に関する質問主意書

本年七月の平成二十三年度第二次補正予算成立から、二ヶ月が経とうとしている。震災後半年を迎え、未だ被災地の状況は改善していない。第二次補正予算は約二兆円の予算であるが、原子力損害賠償法等関係経費と二重債務、被災者生活再建支援金関係、地方交付税交付金が主であり、まだまだ本格的な、復旧・復興予算とは言えず、一刻も早い本格復興予算となる第三次補正予算が望まれる。

このような中、二兆円の第二次補正予算の中で異様な状態であるのが、復旧・復興予備費として計上された八千億円である。これだけで第二次補正予算の約四割を占めている。この巨額の予備費が計上されたこと自体、この補正予算が、各省からの予算要求項目を積み上げてできたものではないことを表している。

被災地では、復興が目に見えて進んでいる状態とは程遠く、この予備費が実際にどのような分野で執行されているのかに疑問が出ている。政府はこの第二次補正予算が確実に執行され、二兆円がいわゆる「見せ金」でないことを国民に説明する義務がある。

このことを踏まえ、以下の通り質問する。

一　現段階で平成二十三年度第二次補正予算における東日本大震災復旧・復興予備費の執行状況は、どのようになっているのか。どのような分野にどのくらいの予算が配分され、どの程度執行済であるのか、または執行予定であるのか。

右質問する。

内閣衆質一七八第七号
平成二十三年九月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員小野寺五典君提出平成二十三年度第二次補正予算の執行状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小野寺五典君提出平成二十三年度第二次補正予算の執行状況に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十三年度第二次補正予算に計上した東日本大震災復旧・復興予備費（以下「予備費」という。）については、本年九月二十七日現在までに、個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費に充てるため十億七千万円、放射性物質の

除染事業等に必要な経費に充てるため二千百七十九億千万円、汚染された牛肉・稲わらに係る肉用牛肥育農家支援対策等に必要な経費に充てるため八百六十三億円の使用を決定している。

個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費は、被災された個人債務者が一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を利用する際の弁護士費用等を補助するためのものであり、同経費に充てるため、本年八月十九日に予備費の使用を決定したところである。現在、運営委員会において、当該補助を行う前提となる事前相談を被災者の方々から受けているところであり、個人債務者の私的整理に係る支援に着実に取り組んでまいりたい。

放射性物質の除染事業等に必要な経費は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故によって発生した放射性物質による汚染による不安を一日でも早く解消するため、生活圏における除染事業等を緊急に実施するためのものであり、同経費に充てるため、本年九月九日に予備費の使用を決定したところである。今後、関係県及び市町村と連携し、迅速かつ着実に除染事業等に取り組んでまいりたい。

汚染された牛肉・稲わらに係る肉用牛肥育農家支援対策等に必要な経費は、汚染稲わらが給与された肉用牛の肥育農家の喫緊の資金繰り等に対応するため独立行政法人農畜産業振興機構が行う農家の支援対策等のためのものであり、同経費に充てるため、本年九月二十七日に予備費の使用を決定したところである。今後、関係都道府県、畜産関係団体等と連携し、迅速かつ着実に肉用牛肥育農家の支援対策等に取り組んでまいりたい。

平成二十三年九月十四日提出
質問第八号

原子力発電所事故の賠償に関する質問主意書

提出者　渡辺　喜美

原子力発電所事故の賠償に関する質問主意書

福島第一原子力発電所事故の賠償に関し、枝野経済産業大臣の閣議後記者会見の発言を踏まえ、以下質問する。

一　一般企業が債務超過又は資金繰りで破綻になった場合、株主は保有する株式の価値がゼロになるのが通常だが、福島第一原発事故の賠償等により東京電力が債務超過となり、原子力損害賠償支援機構法による支援がないとした場合、一般企業と同様、東京電力の株主は保有する株式の価値がゼロになるのが通常だが同じ認識か。

二　一般企業が債務超過になった場合、取引銀行は、思い切った債権カットを求められることになるのが通常だが同じ認識か。

三　枝野幸男経済産業大臣は、九月一三日の閣議後の就任会見において、「本来の市場ルールを超えて、ステークホルダーが利益を受けることになってはいけない」と発言している。具体的に、どのような方法により、株主、取引銀行などのステークホルダーに負担を求めるのか。

四　例えば、株主に対しては、原子力損害賠償支援機構法による支援がなされる中で、株式価値分の負担をどのようにして求めるのか。

右質問する。

内閣衆質一七八第八号
平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員渡辺喜美君提出原子力発電所事故の賠償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員渡辺喜美君提出原子力発電所事故の賠償に関する質問に対する答弁書

一について

原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下「機構法」という。）は、原子力損害の賠償の適切かつ迅速な実施等を目的としており、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の株主の保護を目的としたものではなく、仮定の御質問にお答えすることは差し控えたい。

二について

企業が債務超過になった場合に、当該企業の取引銀行が「債権カットを求められることになる」かについては、個々の状況により異なるものであることから、一概にお答えすることは困難である。

三及び四について

機構法附則第三条第二項は、「この法律の施行前に生じた原子力損害に関し資金援助を機構に申し込む原子力事業者は、その経営の合理化及び経営責任の明確化を徹底して行うとともに、当該原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施のため、当該原子力事業者の株主その他の利害関係者に対し、必要な協力を求めなければならない」と規定しており、株主その他の利害関係者に対し、具体的にどのように協力を求めるかについては、当該原子力事業者において適切に判断すべきものと考えている。

平成二十三年九月十四日提出
質問第九号

脳卒中対策に関する質問主意書

提出者　木村　太郎

脳卒中対策に関する質問主意書

発症リスクを減らせる後天的な要因に基づいた生活習慣病のひとつとされる脳卒中は、現在、癌、心臓病に次いで日本人の死因の第三位となっている。特に高齢者に多いのは、脳卒中の中でも脳梗塞といわれるが、単に加齢だけが病気の原因ではなく、高血圧や糖尿病・心臓病、喫煙や飲酒などによる生活習慣の乱れが危険の原因となって起きるものとされている。クモ膜下出血などの場合は一般的に、時間が経つにつれてその障害が広がり、後遺症も重くなるという特徴があり、しか

も原因不明で突然発症することが多い。また高齢者の脳卒中が寝たきりにつながった場合は、介護を必要とし、不自由な生活を余儀なくされている。

脳卒中の実態を把握し、その分野における保険・医療・福祉を網羅した脳卒中総合対策を進めることが重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一　近年における脳卒中患者の特徴について、どのように分析しているのか、野田内閣の見解如何。

二　ＭＲＩを用いた脳卒中発症・再発予防のための有効な降圧治療や急性期内科治療戦略の確立に関する研究は、どのような進捗状況なのか、野田内閣の見解如何。

三　脳卒中患者における個人の特性に応じたテーラーメイド治療の確立に関する研究は、どのような進捗状況なのか、野田内閣の見解如何。

四　脳卒中患者の救急搬送及び急性期病院受け入れ体制に関する研究は、どのような進捗状況なのか、野田内閣の見解如何。

五　通院困難な脳卒中患者のための通院介護保障体制と、要介護患者への医療と福祉の連携による総合的対策を進めるべきと考えるが、野田内閣の見解如何。

六　自公政権時の平成二十年度予算における循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業のうち脳卒中及び高血圧についての事業金額一億九千八百六十万四千円が、本年度予算では大幅に減額されている。鳩山内閣のスローガンであった「命を守る」政治とは逆行したものと推察するが、減額予算の根拠は奈辺にあるのか、野田内閣の見解如何。

七　六に関連し、循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業のうち脳卒中及び高血圧対策について、平成二十四年度予算では、どのように反映していくのか、野田内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七八第九号

平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出脳卒中対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出脳卒中対策に関する質問に対する答弁書

一について

脳卒中は日本の主要な死亡原因の一つであり、それにより、寝たきり、認知症等になるなど、生活の質の低下を招く大きな原因となっている。そのため、脳卒中に関し、発症前の予防から、急性期の治療、回復期のリハビリテーション、維持期の介護までの全体を視野に入れた対策を進めることが重要であると考えている。

二について

お尋ねのＭＲＩを用いた脳卒中発症・再発予防のための有効な降圧治療の研究については、平成二十年度から平成二十二年度まで、厚生労働科学研究費補助金「ＭＲＩを用いた脳卒中発症・再発予防のためのより有効な降圧治療のエビデンスの創出」により実施し、これまでに、研究の対象となる脳梗塞等が認められた高血圧の症例を、アンジオテンシンⅡ受容体拮抗薬による治療を行う集団とアンジオテンシン変換酵素阻害薬による治療を行う集団に無作為に振り分けたところである。今後、これらの医薬品による脳梗塞の再発予防に関する効果をＭＲＩを用いて明らかにする予定である。

また、お尋ねの急性期内科治療戦略の確立に関する研究については、平成二十年度から平成二十二年度まで、厚生労働科学研究費補助金「わが国における脳卒中再発予防のための急性期内科治療戦略の確立に関する研究」により実施し、これまでに、日本独自の低用量ｒｔ－ＰＡ静注療法の適正性の証明、超急性期脳出血患者に対する降圧治療の安全性の証明等を行った。また、平成二十三年度から、厚生労働科学研究費補助金「急性期脳卒中への内科複合治療の確立に関する研究」により、日本人の特性に合った急性期内科複合治療の確立を目指すこととしている。

三について

お尋ねの脳卒中患者における個人の特性に応じたテーラーメイド治療の確立に関する研究については、平成二十年度から平成二十二年度まで、厚生労働科学研究費補助金「降圧治療および抗凝固療法の個人の特性に応じたテーラーメイド治療確立に関する研究」により実施し、これまでに高血圧の脳卒中患者の特性やゲノム情報を反映したテーラーメイド診療の実現に向けた基礎情報が得られた。

四について

お尋ねの脳卒中患者の救急搬送及び急性期病院受入体制に関する研究については、平成十九年度から平成二十一年度まで、厚生労働科学研究費補助金「超急性期脳梗塞患者の救急搬送及び急性期病院受け入れ体制に関する実態調査研究」において、脳梗塞の発症から治療開始に至るまでの急性期における脳卒中患者の受入体制の現状を明らかにするために、急性期における脳卒中患者の診療を実施している病院や当該病院の脳卒中患者の診療体制の実態に関する調査等を実施し、その結果を取りまとめた。

五について

お尋ねの通院困難な脳卒中患者であって、支援が必要と認められた者については、その支援の必要性に応じて、居宅から医療機関に通院する際の介助を、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による居宅サービスや障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）による障害福祉サービス等の対象としている。

また、お尋ねの要介護患者への医療と福祉の連携については、厚生労働省において、医療計画の策定に当たり、都道府県に対して脳卒中患者が在宅等の生活の場で療養できるよう、福祉と連携して医療を実施すること等の医療提供体制の構築に係る指針を示しているところであ

る。また、次期介護保険事業計画の策定に当たり、市町村が重点的に取り組むことが望ましい事項に医療との連携に関する事項を盛り込んだ指針を示すことを検討しているところである。今後とも、医療と福祉の連携による総合的な脳卒中対策を推進していきたい。

六及び七について

循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業については、脳卒中を始め様々な生活習慣病の対策に必要な研究の遂行に支障が生じることのないよう留意しつつ、研究費の配分の効率化の観点から、予算の見直しを行った。

平成二十四年度予算においても、生活習慣病の対策に必要な研究の遂行に支障が生じることのないよう留意しつつ、研究の推進に努めていきたい。

平成二十三年九月十四日提出
質問第一〇号

今後の法曹養成制度の検討の進捗状況に関する質問主意書

提出者　橘　慶一郎

今後の法曹養成制度の検討の進捗状況に関する質問主意書

我が国の今後の法曹養成制度の在り方については、法務省及び文部科学省が設けた「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」の取りまとめを踏まえて平成二十三年五月十三日の関係大臣申し合わせにより、「法曹の養成に関するフォーラム」が設けられ、八月三十一日に「第一次取りまとめ」が出されたところである。また、総務省行政評価局において、「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」が平成二十三年一月から実施されている。一方、平成二十三年九月八日の法務省発表によれば、平成二十三年司法試験の合格者数は二千六十三人、合格率は二十三・五パーセントと五年連続で過去最低を更新し、「平成二十二年ころには年間三千人程度」との「司法制度改革推進計画」（平成十四年三月十九日閣議決定）の目標とは乖離したまま、多数の若者が受験資格を失う事態となっている。このため、法曹養成制度の再検討は、人材活用の観点からも早急に結果を出すべき課題であると思料する。ついては、内閣の認識及び取組み状況について、以下六項目にわたり質問する。

一　平成二十二年十月十二日付け答弁書（内閣衆質一七六第一六号）で、内閣は平成二十二年の司法試験合格者数について、三千人程度の「目標を下回っていることは遺憾」としていたが、その認識に変化は無いのか、確認する。

二　一の答弁書の時点において、内閣は、三千人程度という目標について、「直ちに、これと異なる新たな目標を設定する状況にはないと認識している」としていたが、その認識に変化は無いのか、確認する。

三　一及び二に関連して、本年の司法試験の合格者数及び合格率についての内閣の認識を伺う。

四　一の答弁書の時点において、内閣は、法科大学院協会において、「就職状況の調査等に取り組んでいる」としていたが、前途有為な人材が受験資格を喪失し、別途就職口を探さなければならない状況について、その困難性や問題点など、内閣において把握されているところを伺う。

五　「法曹の養成に関するフォーラム」では、「法曹の活動領域の在り方、法曹養成制度の在り方、法曹人口の在り方等について意見交換。第一次取りまとめ以降も、引き続き検討」とされているが、この作業を促進すべきと考える。内閣の見解及び今後の取りまとめの目途を伺う。

六　「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」の進捗状況及び今後の取りまとめの目途を伺う。

右質問する。

内閣衆質一七八第一〇号
平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘　殿

衆議院議員橘慶一郎君提出今後の法曹養成制度の検討の進捗状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橘慶一郎君提出今後の法曹養成制度の検討の進捗状況に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

本年の新司法試験合格者数は二千六十三人であり、合格率（受験者数に占める合格者数の割合）は二十三・五パーセントであるところ、合格者は、司法試験委員会において、法曹となるべき能力の有無を判定するという観点から適切に決定されたものと認識している。

司法試験合格者数については、「司法制度改革推進計画」（平成十四年三月十九日閣議決定）において、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成二十二年ころには司法試験の合格者数を年間三千人程度とすることを目指す」との目標が設定されてきたところであり、昨年及び本年において同目標を下回ったことは遺憾であるが、現在、御指摘の「法曹の養成に関するフォーラム」を開催しており、同フォーラムにおいて、このような司法試験の合格状況を含め、法曹人口の在り方等について必要な検討を行うこととしているところである。

四について

先の答弁書（平成二十二年十月十二日内閣衆質一七六第一六号）五についてで述べた法科大学院協会における就職状況の調査等については、現在、同協会において、法科大学院修了者及び在学生に対し、調査への協力を依頼して、新司法試験の受験状況や就職状況等に関する情報の収集を行っているところであると承知している。

五について

一から三までについてで述べたフォーラムにおいて、今後、法曹の養成に関する制度の在り方について必要な検討を行い、できる限り早期

にその結果を取りまとめることが重要であると認識している。

六について

御指摘の政策評価については、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策の総合性を確保するため、本年一月から、総務省において実施しているところである。現在、法科大学院、弁護士会、都道府県及び市区町村を対象に、当該政策の効果の発現状況等について調査を行っているところである。今後は、法科大学院の教員、在学生等の法曹養成制度の関係者、その他関係団体等を対象に同様の調査の実施を予定している。それらの調査の結果を踏まえ、できる限り早期に評価の結果を取りまとめてまいりたい。

平成二十三年九月十四日提出

質問第一一一号

国と地方自治体との関係に係る菅内閣から野田内閣への引継ぎに関する質問主意書

提出者　橘　慶一郎

国と地方自治体との関係に係る菅内閣から野田内閣への引継ぎに関する質問主意書

先の通常国会では、「国と地方の協議の場に関する法律」（平成二十三年法律第三十八号）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成二十三年法律第百五号）等、国と地方自治体との関係を規定する法律が成立し、法定化された「国と地方の協議の場」も二回開催されたところである。その際、地方自治体から国への寄附の規制の変更への対応や、国と地方の協議の場の円滑な運営など、法案審議の過程で質疑・答弁のあったことについて、菅内閣から野田内閣へ引継いで処理・対応しなければならない事項もあったと思料する。ついては、引継ぎ状況を確認する立場で、以下六項目にわたり質問する。

一　平成二十三年八月十一日の衆議院総務委員会で片山前総務大臣は、谷公一議員の質問に対し、国側として、「寄附金などの募集は行わないとか、それから寄附金を支出しないからといって不利な取り扱いをしないとか、そういうことにつきまして閣内で合意を得たい。これは閣議決定ということで合意を得たいと思って」いると答弁され、さらに、「国関係の機関についても同様に、寄附を求めない、それから不利益な取り扱いをしないということを閣議で決めたい」と思うと答弁され、また、同委員会において、逢坂前総務大臣政務官は、国と地方自治体との寄附を巡る相談窓口について、総務省財務調査課に置こうと考えている旨、答弁されている。ついては、これらの閣議決定及び相談窓口について、その後の政府の対応を伺う。

二　一般論として、ある内閣でなされた閣議決定は、次の内閣の行為を無条件に拘束するものではないと思料するが、内閣法制局の見解を確認する。併せて、内閣の行為を無条件に拘束できるのは、国会で制定する法律しかないと思料するが、内閣法制局の見解を確認する。

三　平成二十三年八月十二日に開催された「国と地方の協議の場（平成二十三年度第一回臨時会合）」の協議の概要については、先の通常国会の会期中に国会報告がなされ、適切な対応を評価するものである。その中で、山田全国知事会会長が「いちいち国と地方の協議の場を開いてから、分科会運営規則を決定し議論していくという話になりますと、お話がありましたようにかなり柔軟に議論を続けていかなければならないときには、大変差し障りがあるのではないかと思っております。」と述べられ、枝野前官房長官が「具体的にどうするかというのは今後相談させていただきたいと思います。」と答えられているが、分科会について法律上明確な手続きが定められている中で、この問題についての野田内閣の見解を伺う。

四　子ども手当の平成二十四年度からの取り扱いについては、国と地方の協議の場における細川前厚生労働大臣の発言にもあるように、年末に予定される平成二十四年度予算の編成前に国と地方の協議を整える努力が必要と考えるが、厚生労働省の見解を伺う。

五　四の協議については、「国と地方の協議の場」に分科会を設けて行う考えであるのか、野田内閣の見解を伺う。また、分科会を設けるとすれば、速やかに対応すべきと考えるが、野田内閣の見解を伺う。

六　今般の子ども手当の見直しに伴うシステム改修等の事務費などについて、細川前厚生労働大臣は、国と地方の協議の場において、「国からの補助を行うことを検討いたしております。」と述べられたが、予備費で対応するのか、第三次補正予算で措置するのか、厚生労働省の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質一七八第一一一号

平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出国と地方自治体との関係に係る菅内閣から野田内閣への引継ぎに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橘慶一郎君提出国と地方自治体との関係に係る菅内閣から野田内閣への引継ぎに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「閣議決定」及び「相談窓口」の設置については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）附則第五条を改正する地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）第十六条の規定の施行日である平成二十三年十一月三十日までに行うことを予定している。

二について

閣議決定は、内閣の意思決定として内閣の統轄下にある行政機関を拘束するものであり、各行政機関の関係職員はその決定に従って職務を

執行する責務を有する。閣議決定の効力は、原則としてその後の内閣にも及ぶというのが従来からの取扱いとなっているが、憲法及び法律の範囲内において、新たな閣議決定により前の閣議決定に必要な変更等を行うことは可能である。また、国務大臣は、憲法を尊重し擁護する義務を負い、内閣は、国会が制定した法律を誠実に執行しなければならないとされている。

三から五までについて

平成二十四年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度については、平成二十三年八月十二日に開催された国と地方の協議の場において、「国側は、特別措置法成立後速やかに、国と地方の協議の場において地方側と協議し、制度設計を進めていくこと」で協議が調ったところであり、また、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「特別措置法」という。）附則第二条第一項において「全国的連合組織（地方自治法第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、当該措置についてこれらの者の理解を得るよう努めるものとする」とされていること等を踏まえ、今後、平成二十四年度予算の編成過程において、地方団体との協議を行ってまいりたい。

また、国と地方の協議の場の分科会の開催については、国と地方の協議の場に関する法律（平成二十三年法律第三十八号）第五条第三項において、「分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮って定める」とされていることを踏まえ、政府として地方側の御意見を伺いながら、適切に対応してまいりたい。

六について

特別措置法の施行に伴うシステム改修経費については、安心こども基金を、また、システム改修経費以外の事務費については、平成二十三年度予算に計上している子ども手当市町村事務取扱交付金を、それぞれ充てることを検討しており、安心こども基金の執行状況等を踏まえ、地方公共団体に負担が発生しないよう対応してまいりたい。

平成二十三年九月十四日提出
質問第一一二号

我が国巡視船の損害賠償請求等に関する質問主意書

提出者　秋葉　賢也

我が国巡視船の損害賠償請求等に関する質問主意書

昨年九月七日に尖閣諸島沖で我が国巡視船と中国漁船の衝突事件が発生してから一年が経過した。中国側は依然として尖閣諸島の領有を国際法上の根拠なく主張しており、八月には中国の漁業監視船が尖閣諸島周辺の我が国領海内に侵入する事案が発生した。衝突事件に対しては、中国政府の謝罪はおろか、中国漁船に衝突された巡視船「よなくに」及び「みずき」への損害賠償もいまだになされていないのが現状であり、事件をこのままの状態で風化させないためにも、日本国政府においては、主権国家として、事件解決に向けて粘り強く取り組むことが必要と考える。

右と内閣衆質一七七第五〇号（以下「前回答弁書」という。）を踏まえ、以下質問する。

一　前国会に提出した質問第五〇号で、巡視船の損害賠償請求を、いつ頃、誰に対して実施する予定なのか問うたところ、前回答弁書では、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）（以下「債権管理法」という。）に基づき、本年二月十日に、海上保安庁第十一管区海上保安本部から中国漁船の船長（以下、本名の詹其雄に基づき「詹氏」という。）に対して、損害額についての納入告知書を送付したと答弁している。

1　債権管理法の第十三条第二項は、政府は、納入告知書で指定された期限を経過してもなお納入が履行されない場合には履行を督促しなければならない旨を規定している。詹氏に送付された納入告知書には右の期限が指定されているのか。指定されているのならば、当該期限を明らかにされたい。また、期限が指定されていないならば、その理由を明らかにされたい。

2　本年三月四日に閣議決定された馳浩衆議院議員提出の質問主意書に対する政府答弁書（内閣衆質一七七第九三号）では、納入が履行されない場合に督促状を郵送する必要性を明らかにしているが、督促状は、納入告知書で指定された期限を経過次第、速やかに郵送されるのか明らかにされたい。また、納入の履行に期限がない場合には、どの程度の期間が経過した後に督促状を郵送するつもりなのか明らかにされたい。

3　債権管理法では、督促状を郵送して相当の期間が経過してもなお履行がなされない場合、第十五条で強制履行の請求等について規定しており、また、債権の保全措置として、第十八条第一項では、債務者に担保の提供若しくは保証人の保証を求めなければならないこと、同条第二項では、我が国の法務大臣に対して仮差押等の手続をとることを求めなければならない旨を規定している。政府は、詹氏に督促状を郵送してもなお履行がなされない場合、右のような措置を速やかに実施すべきと考えるが、債権管理法に則った政府による今後の対処方針を明らかにされたい。

4　昨年九月二十八日付の中国系香港紙・文匯報には、巡視船に衝突した漁船「閩晋漁五一七九」の「オーナー」が、今後も同船の船長に詹氏を起用したいと発言した記事が掲載されたと承知している。

（1）　右報道に関連して、政府は、「閩晋漁五一七九」に船長（詹氏）とは別人物の右「オーナー」がいることを認識しているか明らかにされたい。

（2）　一般的に、我が国の漁船が巡視船に故意に衝突し、巡視船に損傷を負わせたに

もかかわらず、漁船の船長に損害額の支払能力がなく、船長とは別に漁船の所有者又は船長の使用者がいた場合、海上保安庁は右の二者に損害賠償を請求することができるか政府の見解をうかがいたい。

(3)　(1)及び(2)に関連して、「閩晋漁五一七九」に右報道に掲載されたような「オーナー」又は詹氏の使用者がいた場合、政府は右の二者に損害賠償を請求できるか政府の見解をうかがいたい。

二　本年八月二十四日早朝、中国の漁業監視船「漁政三一〇一」及び「漁政二〇一」が、尖閣諸島周辺の我が国領海内に侵入し、尖閣諸島は中国固有の領土である旨を主張する事案が発生した。

1　平成十三年度以降、中国の漁業監視船が、尖閣諸島周辺の我が国領海内に侵入した件数を年度別に明らかにされたい。

2　中国側の行為は、国際法上の無害通航とは到底みなし得ない行為であり、今回の事案において、我が国は松本外務大臣（当時）及び佐々江外務事務次官が、程永華駐日中国大使を個別に呼んで抗議をし再発防止を強く求めたと承知しているが、中国側に自制を求めるだけでなく、我が国としても、実効性を伴う再発防止策を検討すべきである。政府の今後の対処方針を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七八第一二号

平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出我が国巡視船の損害賠償請求等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員秋葉賢也君提出我が国巡視船の損害賠償請求等に関する質問に対する答弁書

一の1から3までについて

お尋ねについては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号。以下「債権管理法」という。）に基づき、平成二十三年二月十日に、海上保安庁第十一管区海上保安本部から御指摘の中国漁船の船長に対して、損害の発生日である平成二十二年九月七日を納付期限とする納入告知書を送付したところである。

当該納入告知書については、平成二十三年六月三十日に、同年二月二十日の時点で配達が完了していたことが確認されたが、当該船長から賠償金の支払が行われていなかったことから、債権管理法に基づき、同年七月七日及び九月七日に、当該船長に対して督促状を郵送したところである。

政府としては、当該船長から賠償金の支払が行われない場合には、改めて督促状を郵送するなど、引き続き、必要な措置を実施していくこととなる。

一の4の(1)について

御指摘の報道については承知しているが、政府として、個々の報道の内容に関し、お答えすることは差し控えたい。

一の4の(2)及び(3)について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

二の1について

お尋ねのような事案の件数については、平成二十三年度に一件である。

二の2について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。政府としては、このような一貫した立場について国内外で正しい理解を得るための広報など、関係省庁が連携して適切な対応を行ってまいりたい。

平成二十三年九月十四日提出

質問第一三二号

日本―ヨルダン原子力協定のうち予定地に関する質問主意書

提出者　河野　太郎

日本―ヨルダン原子力協定のうち予定地に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所事故の後も原発輸出を進めようとする政府に対して、日本―ヨルダン原子力協定についての政府の認識を問う。

一　ヨルダンが原発を建設しようとしている予定地には水がなく、ヨルダン側は、下水処理場からの水を貯めて、それを冷却水にしようとしている。当該下水処理場の一日あたりの処理能力はどの程度と政府は認識しているのか。また、その水を冷却水として使うことで安全性を保つことができると政府は考えているのか。政府の認識を問う。

右質問する。

内閣衆質一七八第一三号

平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち予定地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち予定地に関する答弁書

一について

ヨルダンにおける原子力発電施設の建設については、現時点では複数の事業者から計画案が提出されている段階にあり、また、下水処理場の処理能力についても今後の拡張の可能性を含め確定されていない。今後ヨルダン政府部内の検討プロセスを通じてその内容が具体化されて

いくものと考えている。当該原子力発電施設における下水処理場の処理水の冷却水としての使用については、原子力安全の確保に関連するものであるため、ヨルダン政府が、今後選定する事業者の計画案等を踏まえ、一義的には同国政府の責任の下で判断するものと考えている。我が国としては、今回の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を生かしつつ、ヨルダン政府の意向も踏まえて、高い水準の原子力安全が実現されるよう、協力してまいりたい。

平成二十三年九月十四日提出
質問第一四号

日本―ヨルダン原子力協定のうち貯水池に関する質問主意書

提出者　河野　太郎

日本―ヨルダン原子力協定のうち貯水池に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所事故の後も原発輸出を進めようとする政府に対して、日本―ヨルダン原子力協定についての政府の認識を問う。

一　ヨルダンが原発を建設しようとしている予定地には水がなく、ヨルダン側は、下水処理場からの水を貯めて、それを冷却水にしようとしている。下水処理場からの水を貯める貯水池には、どのぐらい水を貯められると政府は認識しているか。その水の量は、東京電力福島第一原発のそれぞれの原子炉を冷やすために使った水、何日分にあたるのか。東京電力福島第一原発では、各原発の冷却のために、それぞれの炉で一日あたりどの程度の水を使ったか。この程度の貯水池の準備で、原発を安全に運転できると政府は認識しているのか。

右質問する。

内閣衆質一七八第一四号
平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち貯水池に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち貯水池に関する質問に対する答弁書

一について

ヨルダンにおける原子力発電施設の建設については、現時点では複数の事業者から計画案が提出されている段階にあり、今後ヨルダン政府部内の検討プロセスを通じてその内容が具体化されていくものと考えている。当該原子力発電施設の貯水池の容積については、原子力安全の確保に関連するものであるため、ヨルダン政府が、今後選定する事業者の計画案等を踏まえ、一義的には同国政府の責任の下で判断するものと考えている。我が国としては、今回の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を生かしつつ、ヨルダン政府の意向も踏まえて、高い水準の原子力安全が実現されるよう、協力してまいりたい。

なお、お尋ねの東京電力株式会社福島第一原子力発電所において、それぞれの炉に注入されている一日当たりの水量は、本年九月二十一日時点で、第一号機約八十八・八立方メートル、第二号機約百八十四・八立方メートル及び第三号機約二百九十・四立方メートルである。

平成二十三年九月十四日提出
質問第一五号

日本―ヨルダン原子力協定のうちポンプに関する質問主意書

提出者　河野　太郎

日本―ヨルダン原子力協定のうちポンプに関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所事故の後も原発輸出を進めようとする政府に対して、日本―ヨルダン原子力協定についての政府の認識を問う。

一　ヨルダンが原発を建設しようとしている予定地には水がなく、ヨルダン側は、下水処理場からの水を貯めて、それを冷却水にしようとしている。非常事態が発生し、下水処理場の水を集めた貯水池の水が利用できなくなった時、緊急用として付近の川からポンプで水をくみ上げて原発に供給するとしているが、このポンプ能力はどの程度のものが必要なのか。ヨルダン側はそうしたポンプを用意することができるのか。原発予定地と川の位置関係、高さ関係はどうなっているか。ポンプへの電力供給システムはどうなっているのか。政府は、このシステムが緊急用として十分なものだと認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一七八第一五号
平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうちポンプに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうちポンプに関する質問に対する答弁書

一について

ヨルダンにおける原子力発電施設の建設については、現時点では複数の事業者から計画案が提出されている段階にあり、今後ヨルダン政府部内の検討プロセスを通じてその内容が具体化されていくものと考えている。当該原子力発電施設の緊急用の給水システムについては、原子力安全の確保に関連するものであるため、ヨルダン政府が、今後選定する事業者の計画案等を踏まえ、一義的には同国政府の責任の下で判断するものと考えている。我が国としては、今回の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を生かしつつ、ヨルダン政府の意向も

踏まえて、高い水準の原子力安全が実現されるよう、協力してまいりたい。

平成二十三年九月十四日提出
質問第一六号

日本―ヨルダン原子力協定のうち電力供給システムに関する質問主意書

提出者　河野　太郎

日本―ヨルダン原子力協定のうち電力供給システムに関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所事故の後も原発輸出を進めようとする政府に対して、日本―ヨルダン原子力協定についての政府の認識を問う。

一　ヨルダンが原発を建設しようとしている予定地には水がなく、ヨルダン側は、下水処理場からの水を貯めて、それを冷却水にしようとしている。下水処理場が処理を停止してしまうおそれはないのか。下水処理場への電力供給システムはどうなっているのか。政府はこの状況を、原発の安全性の観点からどう考えるのか。

右質問する。

内閣衆質一七八第一六号
平成二十三年九月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち電力供給システムに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち電力供給システムに関する質問に対する答弁書

一について

ヨルダンにおける原子力発電施設の建設については、現時点では複数の事業者から計画案が提出されている段階にあり、今後ヨルダン政府部内の検討プロセスを通じてその内容が具体化されていくものと考えている。当該原子力発電施設に冷却水を供給する下水処理場の電力供給システムについては、原子力安全の確保に関連するものであるため、ヨルダン政府が、今後選定する事業者の計画案等を踏まえ、一義的には同国政府の責任の下で判断するものと考えている。我が国としては、今回の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を生かしつつ、ヨルダン政府の意向も踏まえて、高い水準の原子力安全が実現されるよう、協力してまいりたい。

平成二十三年九月十四日提出
質問第一七号

日本―ヨルダン原子力協定のうち最終処分に関する質問主意書

提出者　河野　太郎

日本―ヨルダン原子力協定のうち最終処分に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所事故の後も原発輸出を進めようとする政府に対して、日本―ヨルダン原子力協定についての政府の認識を問う。

一　ヨルダンに建設される原子力発電所から排出される使用済み核燃料を、どのように中間貯蔵するのか、また最終処分するのか。ヨルダン側に、最終処分の予定地はあるのか。政府として、ヨルダンに原発を建設しても、使用済み核燃料を最終処分できると考えているのか。根拠を示しながら答えられよ。

右質問する。

内閣衆質一七八第一七号
平成二十三年九月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち最終処分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち最終処分に関する質問に対する答弁書

一について

原子力発電施設で発生する使用済燃料の処理の具体的方法については、基本的には当該原子力発電施設が所在する国が責任を持って取り組むべき課題であると考えている。我が国としては、使用済燃料の処理に取り組んできた経験を基に、助言を行うなど、できる範囲で協力していく考えである。

平成二十三年九月十四日提出
質問第一八号

日本―ヨルダン原子力協定のうち地震に関する質問主意書

提出者　河野　太郎

日本―ヨルダン原子力協定のうち地震に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所事故の後も原発輸出を進めようとする政府に対して、日本―ヨルダン原子力協定についての政府の認識を問う。

一　これまでヨルダンでは、どの程度、地震が起きているのか。一九七〇年以降、マグニチュード四・〇を超える地震がヨルダンで何回起きたか。その震源はどう分布しているのか。政府としては、その結果を見て、ヨルダンに原発を建設することを安全だと考えているのか。ヨルダンで使用済み核燃料を最終処分することが安全にできると考えているのか。

右質問する。

内閣衆質一七八第一八号
平成二十三年九月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち地震に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち地震に関する質問に対する答弁書

一について

ヨルダン天然資源庁の統計によれば、千九百七十年以降、マグニチュード四・〇を超える地震は、ヨルダンにおいて二百五回発生している。その大半はヨルダン南部で発生しており、原子力発電施設の建設予定地として想定されているマジダル周辺では発生していない。

ヨルダンにおける原子力発電施設の建設については、現時点では複数の事業者から計画案が提出されている段階にあり、今後ヨルダン政府部内の検討プロセスを通じてその内容が具体化されていくものと考えている。当該原子力発電施設の建設予定地及び使用済燃料の処理の具体的方法については、原子力安全の確保に関連するものであるため、ヨルダン政府が、今後選定する事業者の計画案等を踏まえ、一義的には同国政府の責任の下で判断するものと考えている。我が国としては、今回の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を生かしつつ、ヨルダン政府の意向も踏まえて、高い水準の原子力安全が実現されるよう、協力してまいりたい。

平成二十三年九月十四日提出
質問第一九号

原子力発電所の輸出に伴う使用済み核燃料に関する質問主意書

提出者　河野　太郎

原子力発電所の輸出に伴う使用済み核燃料に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所事故の後も原発輸出を進めようとする政府に対して、原発に付随して発生する使用済み核燃料の処理に関する認識を問う。

一　ベトナム、トルコ、ヨルダンおよびその他の日本から原発を輸入しようとしている国より、使用済み核燃料を日本が引き取ることを求める要請を受けたことがあるか。日本は、そうした要請に応えてでも原発を輸出するべきだと政府は考えているか。

右質問する。

内閣衆質一七八第一九号
平成二十三年九月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出原子力発電所の輸出に伴う使用済み核燃料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出原子力発電所の輸出に伴う使用済み核燃料に関する質問に対する答弁書

一について

現時点では、我が国から原子力発電施設を輸入しようとしている国から、使用済燃料を我が国が引き取るよう要請を受けたことはない。原子力発電施設で発生する使用済燃料の処理の具体的方法については、基本的には当該原子力発電施設が所在する国が責任を持って取り組むべき課題であると考えている。我が国としては、使用済燃料の処理に取り組んできた経験を基に、助言を行うなど、できる範囲で協力していく考えである。

平成二十三年九月十四日提出
質問第二〇号

原子力発電所の輸出に伴う政府保証に関する質問主意書

提出者　河野　太郎

原子力発電所の輸出に伴う政府保証に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所事故の後も原発輸出を進めようとする政府に対して、日本―ヨルダン原子力協定についての政府の認識を問う。

一　原発輸出に伴う政府保証は、万が一の場合、国民に転嫁される可能性が大きい。アレバが落札したフィンランドのプロジェクトをはじめ、原子力発電所プロジェクトは当初見積もりからコストが大きく変動することで知られている。もし、日本企業が実施する原発プロジェクトがコスト見積もりを大幅に上回る事態が起きた時、政府保証は、国民負担となってしまうおそれはないのか。政府の認識を問う。

右質問する。

内閣衆質一七八第二〇号
平成二十三年九月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出原子力発電所の輸出に伴う政府保証に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出原子力発電所の輸出に伴う政府保証に関する質問に対する答弁書

一について

仮に、我が国事業者が受注した原子力発電施設の建設プロジェクトにおいて建設コストが大幅に上回る事態が生じた場合において、当該事業者が当該コストの増加分を負担するかどうかは、当該原子力発電施設の建設に係る契約の内容によるものと考えられる。お尋ねの「原発輸出に伴う政府保証」の意味するところは必ずしも明らかではないが、政府は、ヨルダンにおける原子力発電施設の建設プロジェクトの受注元となる可能性のある我が国事業者との間で資本

関係や建設コスト等に関する特別な契約関係を現在有しておらず、将来的に有することも予定していない。

平成二十三年九月十四日提出
質問第二一一号

政府の昨今の複数の問いのある質問主意書への回答に関する質問主意書

提出者　河野　太郎

政府の昨今の複数の問いのある質問主意書への回答に関する質問主意書

一　昨今の質問主意書に対する政府答弁には、複数の問いに対する答えを一つにまとめておきながら、それらの問いに対する答えをきちんと記していないものが多数見受けられる。そのために、一つの質問主意書について一問のみを記し、複数の問いがある場合、複数の質問主意書を提出せざるを得ない状況になっている。これは質問者側、答弁者側の事務作業を繁雑にしていないか。こうしたことを防ぐために、質問主意書に対する答弁は、個々の問いに対して具体的に答弁するべきではないか。政府の認識を問う。

右質問する。

内閣衆質一七八第二一号
平成二十三年九月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出政府の昨今の複数の問いのある質問主意書への回答に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出政府の昨今の複数の問いのある質問主意書への回答に関する質問に対する答弁書

一について

一つの質問主意書中関連する複数の質問に対してまとめてお答えすることが、答弁として適切な場合もあると考えている。今後とも、質問主意書に対して真摯に答弁してまいりたい。

平成二十三年九月十四日提出
質問第二一二号

政府の昨今の質問主意書への回答に関する質問主意書

提出者　河野　太郎

政府の昨今の質問主意書への回答に関する質問主意書

一　昨今の質問主意書に対する政府答弁には、質問に対して真摯に答えていない答弁が数多く見られる。そのために、似たような趣旨の主意書が複数回提出されるようになり、質問者側、答弁者側の事務作業を繁雑にしている。こうしたことを防ぐために、政府は、一つ一つの質問主意書にもっと真摯に答えるべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一七八第二二号
平成二十三年九月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出政府の昨今の質問主意書への回答に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出政府の昨今の質問主意書への回答に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、一つ一つの質問に対して真摯に答弁を行っていると考えている。

平成二十三年九月十四日提出
質問第二一三号

政府の昨今の質問主意書への回答への政務三役の介入に関する質問主意書

提出者　河野　太郎

政府の昨今の質問主意書への回答への政務三役の介入に関する質問主意書

一　昨今の質問主意書に対する政府答弁には、質問に対して真摯に答えていない答弁が数多く見られる。官僚の書いた答弁書に関して、政務三役がどの程度、答弁書を真摯なものにするために介入しているのか、具体的に答えられよ。政府は、今後、質問主意書に対する答弁書を真摯なものにするために、どのような対応を考えているのか、政府の方針を述べられよ。

右質問する。

内閣衆質一七八第二三号
平成二十三年九月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出政府の昨今の質問主意書への回答への政務三役の介入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出政府の昨今の質問主意書への回答への政務三役の介入に関する質問に対する答弁書

一について

質問主意書に対する答弁書については、各府省の政務三役が、その作成に必要な情報を関係する部局から提出させた上で、それらを含む種々の情報を基に作成し、最終的に大臣の責任において閣議にかけ、決定している。今後とも、このような対応により、質問主意書に対して真摯に答弁してまいりたい。

平成二十三年九月十四日提出
質問第二一四号

再就職等監視委員会の委員長および委員の任命に関する質問主意書

提出者　河野　太郎

再就職等監視委員会の委員長および委員の任命に関する質問主意書

再就職等監視委員会の委員長および委員の任命が行われず、違法状態になっていることについて政府の認識を問う。

一　再就職等監視委員会の委員長および委員の任命が行われないことにより、違法状態になっているとの認識を階総務大臣政務官（当時）が示したが、違法状態が続いていると政府は認識しているか。再就職等監視委員会の委員長および委員の任命を政府はいつ行うのか。

右質問する。

内閣衆質一七八第二四号
平成二十三年九月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出再就職等監視委員会の委員長および委員の任命に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出再就職等監視委員会の委員長および委員の任命に関する質問に対する答弁書

一について

再就職等監視委員会の委員長及び委員の任命については、本年五月二十六日の議院運営委員会両院合同代表者会議において人事案を提示した上で、同年六月七日に両議院の同意を求めたが、両議院ともに本会議における採決には至らなかったところである。政府としては、今後改めて両議院の同意を求め、同意が得られ次第、速やかに任命を行う予定である。

平成二十三年九月十四日提出
質問第二五号

台風十二号被災地の復旧対策及び今後の防災対策等に関する質問主意書

提出者　高市　早苗

台風十二号被災地の復旧対策及び今後の防災対策等に関する質問主意書

平成二十三年九月三日に高知県東部に上陸した台風十二号により、西日本から北日本にかけて記録的な大雨となり、とりわけ紀伊半島では、多数の人命が失われ、土地や家屋、社会資本に甚大な被害が発生した。

野田内閣には、迅速に被災者救済、被災地復旧支援、防災体制の整備に取り組むことを求める。

被災地である奈良県を故郷とする国会議員としては、視察してきた被災状況を踏まえて委員会審議の場で具体的に質したい点が多々あるのだが、民主党が強硬に決めた僅か四日間の国会会期の中では、その機会さえ得られない。

従って、次の事項について質問する。

一　「コンクリートから人へ」という方針の妥当性について

奈良県の被災地域では、古い橋梁や道路は破損し、多くの集落が孤立した。電気、水道、電話、ケーブルテレビが同時に不通となり、通学に危険を伴うことから小中学校や高校も休校状態である。

しかしながら、自民党政権時代に整備に取り組んできた新しい道路、トンネル、橋梁が残ったことにより、かろうじて応急的復旧のための資材や食料等を搬送するルートが一部残されている。過疎が進む中にあっても、地元自治体が「命の道」の整備を求めてきたことの正当性を改めて痛感する光景であった。

また、和歌山県では、砂防ダムが崩落した土砂を食い止めたことによって、多くの人家が崩壊を免れている。まさに「コンクリートが人を救った」と言える状況である。

これまで民主党政権は、「コンクリートから人へ」を合い言葉に、道路やダムの建設を無駄な公共事業として切り捨ててきた。自民党政権時代の委員会審議においては、民主党所属国会議員が「B／C」という言葉を多用して、利用者数が少ない地方の道路整備を不要であると喧伝してきた。

台風十二号では、主に奈良県、和歌山県、三重県に於いて甚大な被害が発生したが、昨今は過去の想定を超える規模の集中豪雨や地震が多発しており、全国的に「大規模災害に強いインフラ整備」を推進する必要があると考える。

よって、次の質問をする。

①　野田内閣においても「コンクリートから人へ」という方針は変更されないのか。仮に変更しないとすると、その理由を伺う。

②　道路整備の必要性を判断する基準として、利用人数をベースとした「B／C」を重視する方針を継続するのか。

③　国民の生命を守ることを重視するのであれば、人口が少ない地域であっても、高規格道路の整備、橋梁の改修、砂防・治水ダムの整備、河川改修、土砂崩れ対策の推進が必要だと考えるが、如何か。

二　激甚災害指定について

①　台風十二号被害につき、激甚災害指定を行う予定はあるか。あるとすれば、指定時期の見通しを伺う。

②　激甚災害指定は、費用の積み上げ後に行うこととされているが、被災地の早急な復旧・復興を可能とするために、激甚災害指定の迅速化に向けた改善策を検討する用意はあるか。

三　復旧対策と予算措置について

台風十二号被害の拡大は、現在も進行中である。奈良県では、河道閉塞や土砂ダムが全域に多発していることから、再び豪雨に見舞われた場合には大きな災害が発生する可能性がある。また、被災者が当面の生活を送るためにも、瓦礫の撤去、物流を支える道路の仮復旧などが急がれる。

よって、次の質問をする。

①　紀伊半島各地の河道閉塞箇所、土砂ダムについて、地点別に如何なる対策を講じる予定なのか。

②　台風十二号によって破損した紀伊半島各地の道路や橋梁、土砂崩れ発生地点の復旧につ

いて、地点別に如何なる対策を講じる予定なのか。

③　安全上の理由から被災地域の小中学校や高校に通学することが困難な児童・生徒の教育について、如何なる対策を講じる予定なのか。

④　台風十二号被害への緊急的な対策のために、平成二十三年度予算の予備費を活用する用意はあるか。

⑤　平成二十三年度第三次補正予算には、台風十二号被害対策費用につき、十分な金額を計上する用意はあるか。

⑥　平成二十四年度予算概算要求については、既に各府省からの提出は締め切られたと承知しているが、台風十二号被災者の生活再建や被災地復旧に要する費用も積み上げられているのか。関係府省ごとに、具体的な内容を伺う。

四　生活基盤の再建について

①　奈良県の被災地では、吉野杉に代表される林業が主要産業であるが、林道や幹線道路の破損によって機能停止状態である。被災地の林業再建について、如何なる支援を行うのか。

②　奈良県、和歌山県、三重県では、道路の本格復旧まで、県外からの観光客が激減した状態が続くと思われる。被災地の観光関連産業に対して、如何なる支援を行うのか。

五　大規模災害対策の強化について

台風十二号によって、奈良県では、これまでの予想を超える災害のパターンを確認した。

まず、各所で深層崩壊が発生したことが大きな特徴である。そして、十津川村では、崩落した土砂に押し出された河川水が対岸にせり上がり、対岸の家屋を破壊した。また、五條市大塔町では、土砂崩落によって上流に河川水がせり上がり、家屋を破壊した。更には、土砂崩落による河道閉塞や土砂ダムが全域に多発した。

今後、他の都道府県でも同じパターンの災害が発生する可能性は否めず、全国民の安全のために、早急に新たな対策に着手していただきたいと願う。

よって、次の質問をする。

①　深層崩壊、崩落土砂に押し上げられた河川水による対岸の破壊、土砂ダムなど、「大規模土砂災害のメカニズム」の研究に早急に着手する用意はあるか。

②　大規模土砂災害の「監視」、「警戒」について、改善するべきだと考えている点は何か。

③　大規模土砂災害の「監視」、「警戒」のシステム確立に向けて、具体的に予算措置を行う予定はあるか。仮にあるとしたら、その内容と規模を伺う。

④　奈良県では、避難した場所が被災し、死亡者や行方不明者が出るという惨事となった。前述したように予想を超えた河川水の動きが起きたためである。今後、全国的に「山や河川の形状に応じた適切な避難場所」の再検討が必要だと考えるが、内閣として如何なる取組みを行うのか。

⑤　奈良県では、間伐後に放置された木が、河川増水時に流木となって橋梁や家屋を破壊したと思われる地点が複数箇所あった。あるべき対策についての考えを伺う。

右質問する。

内閣衆質一七八第二五号

平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員高市早苗君提出台風十二号被災地の復旧対策及び今後の防災対策等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高市早苗君提出台風十二号被災地の復旧対策及び今後の防災対策等に関する質問に対する答弁書

一の①及び③について

政府としては、社会資本整備については、国民にとって本当に必要なものかどうかを見極め、真に必要なものを戦略的かつ重点的に進めることが重要であると考えており、国民の生命・財産を守るために必要な道路の整備、橋梁（りょう）の改築及び修繕、水害・土砂災害対策等を推進してまいりたい。

一の②について

お尋ねの「利用人数をベースとした「B／C」」とは、費用便益比を指しているものと思われるが、道路整備の効果は、費用便益比で算定している走行時間の短縮等にとどまらず、災害時の救助及び救援活動の支援、緊急物資の輸送等多岐にわたると考えている。

このため、現在、国土交通省においては、道路の果たす防災面の機能を適切に評価する手法について検討しているところであり、その検討結果等を踏まえ、道路事業の多様な目的及び効果に見合った評価手法の充実を図ってまいりたい。

二の①について

お尋ねについては、平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百九十九号）により、激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定（以下「激甚災害等の指定」という。）を行ったところである。

二の②について

激甚災害等の指定に当たっては、関係省庁及び地方公共団体による被害状況の調査の結果等に基づき、指定基準（「激甚災害指定基準」（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）及び「局地激甚災害指定基準」（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）をいう。）を満たすものを指定しているところである。

政府としては、被害状況の把握において簡素な方法を用いること等により、今後とも、速やかに、激甚災害等の指定を行ってまいりたい。

三の①について

お尋ねの「土砂ダム」については、平成二十三年九月十六日午後二時現在、十七か所で確認し

ており、これらのうち五か所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、国土交通大臣による緊急調査を実施し、水位計や監視カメラ等の設置により土砂災害の監視や警戒を行い、避難体制の確保に努めているところである。また、緊急調査を実施した五か所のうち、満水となり越流のおそれがあり、緊急に対応する必要性の高い奈良県五條市大塔町赤谷及び和歌山県田辺市熊野の二か所については、国土交通省による排水等の緊急的な対策工事に着手したところである。

二の②について

平成二十三年九月十六日午後二時現在、お尋ねの道路及び橋梁については、三重県、奈良県及び和歌山県（以下「三県」という。）で八百を超える箇所の被害が報告されており、今後も調査の進捗に応じ増える見込みであるが、通行規制については、国土交通省が管理する国道では、最大で十九区間あった通行止め区間の全てで通行規制が解除されており、三県が管理する国道では、最大で六十四区間あった通行止め区間が二十四区間に減少しているところである。また、お尋ねの土砂災害については、三県で八十七か所の被害が報告されている。

このため、同省においては、再度災害の防止の観点からの技術指導等を目的として、同省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所の職員等からなる専門家を現地に派遣し、今後の対策等の検討を行っているところである。

また、同年九月八日に同省及び三重県で「熊野地域公共土木施設復旧プロジェクトチーム」を、同月九日に同省及び奈良県並びに同省及び和歌山県で「道路復旧支援チーム」をそれぞれ発足させたところであり、現在、同省において、三県における被災施設等の復旧工法の検討を行う等の支援を行っているところである。

政府としては、今後とも、三県の被災施設等の早期復旧に向けて全力で支援してまいりたい。

二の③について

お尋ねについては、各教育委員会及び各学校において、学習面での配慮等を含め、適切に対応されるものと考えているが、被害の状況や各教育委員会からの要望等を踏まえ、政府としても必要な支援について検討してまいりたい。

二の④及び⑤について

今後、被害状況が明らかになる中で、財政措置が必要と判断される場合には、平成二十三年度予算の予備費の活用や平成二十三年度第三次補正予算への必要な経費の計上も視野に入れてまいりたい。

二の⑥について

平成二十四年度予算概算要求の提出期限は、平成二十三年九月末としているところであり、現時点では、各府省庁から財務省へ提出されていない。

四の①について

お尋ねの被災地の林業再建に当たっては、林道の復旧が急務であると考えており、今後とも、関係地方公共団体と連携しながら、被害の実態把握に努めるとともに、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）に基づく災害復旧事業等により、早急に林道の復旧が行われるよう支援してまいりたい。

四の②について

お尋ねの被災地の観光関連産業への支援については、観光庁において、観光事業者に対し、公的金融機関による融資等の支援策に関する情報提供を行ったところである。

五の①について

お尋ねについては、国土交通省において、関連する調査研究を進めており、そのうち特に深層崩壊については、平成二十二年八月に、これまでの研究を基に、全国の深層崩壊推定頻度マップを公表したところである。今後は、深層崩壊の頻度が特に高いと推定される地域を中心に更に調査を実施するなど、学術的に未解明な部分が多い大規模土砂災害のメカニズムについて、科学的知見の蓄積を図るべく、引き続き、調査研究を進めてまいりたい。

五の②及び③について

お尋ねについては、現時点においては、大規模土砂災害の「監視」及び「警戒」に関するシステムの確立のための具体的な予算措置を行う予定はないが、土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施や土砂災害緊急情報の通知等を通じて土砂災害の監視や警戒を行っているところであり、今後とも正確かつ迅速な情報の把握及び提供に努めてまいりたい。

五の④について

政府としては、「防災基本計画」（昭和三十八年六月十四日中央防災会議決定）に基づき、地形、災害に対する安全性等に配慮した避難場所の確保等が図られるよう、これまでも、地方公共団体に対して適切に対応するよう促してきたところである。

引き続き、今般の災害に係る避難の実態を把握し、適切に対応してまいりたい。

五の⑤について

御指摘の「間伐後に放置された木」による被害の状況は明らかではないが、いずれにしても、林野庁においては、森林管理・環境保全直接支払制度等により、可能な限り伐採木を林外に搬出する間伐を推進しているところであり、また、必要に応じ、残存木や枝条等が斜面下部へ流出することを防ぐための木柵等や、渓流に流出した流木を捕捉するための施設を設置する等の流木災害の防止対策を推進しているところである。

平成二十三年九月十四日提出
質問第二六号

野田内閣の内閣官房機密費の情報公開方針に関する質問主意書

提出者　塩川　鉄也

野田内閣の内閣官房機密費の情報公開方針に関する質問主意書

一　二〇一一年度の内閣官房報償費（機密費）について、内閣官房長官が取扱責任者である内閣官房報償費の国庫からの支出状況（請求日、支出額）を明らかにされたい。

二　鳩山内閣の平野博文内閣官房長官は、麻生内閣の河村建夫内閣官房長官からの引き継ぎ時に、内閣官房報償費（機密費）の残額がゼロであったことを衆議院内閣委員会で明らかにした。菅内閣の枝野幸男内閣官房長官から野田内閣の藤村修内閣官房長官の引き継ぎ時に、内閣官房報償費（機密費）の残高がいくらであったか明らかにされたい。

三　民主党は、二〇〇九年の総選挙のマニフェストにおいて、「税金の使い途をすべて明らかにして、国民のチェックを受ける。」としていた。自民党政権時代と比べて民主党政権下では、内閣官房報償費（機密費）の情報公開において、何が前進したか明らかにされたい。

四　民主党政権となってからすでに二年以上経過した。二〇〇九年の総選挙で民主党がマニフェストに掲げた、「税金の使い途をすべて明らかにして、国民のチェックを受ける。」という公約を野田内閣では、内閣官房報償費（機密費）についてどのように具体化していくのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七八第二六号

平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員塩川鉄也君提出野田内閣の内閣官房機密費の情報公開方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員塩川鉄也君提出野田内閣の内閣官房機密費の情報公開方針に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十三年九月十六日現在までに、同年四月一日、同月二十一日、同年五月二十日、同年六月二十一日、同年七月二十一日及び同年八月十八日に請求し、それに対し各一億円ずつ支出されている。

二について

お尋ねについては、内閣官房報償費の性格上、お答えを差し控えたい。

三及び四について

野田内閣としては、内閣官房報償費の取扱責任者である内閣官房長官が、責任を持ってこれを執行し、その使途等を検証することとしており、内閣官房報償費の透明性の確保を図る方策については、その中で今後検討することとしたい。

平成二十三年九月十四日提出

質問第二七号

沖縄県「八重山採択地区」における教科書選定に関する質問主意書

提出者　照屋　寛徳

沖縄県「八重山採択地区」における教科書選定に関する質問主意書

二〇一一年九月十三日、中川正春文部科学大臣（以下、中川文科大臣という）は閣議後記者会見において、沖縄県八重山地域の中学用公民教科書採択をめぐる問題に関し、「教科用図書八重山採択地区」（以下、八重山採択地区という）三市町の全教育委員が会し、育鵬社教科書を不採択とした同年九月八日の全員協議（以下、「三市町教育委員による全員協議」という）の結果について「残念だが協議は整っていないと考えざるを得ない」と述べている。

かかる中川文科大臣発言について、この間、文部科学省の担当課と調整を繰り返し、認識を確認したうえで八重山採択地区に指導・助言を行ってきた沖縄県教育庁は困惑し、強い衝撃を受けている。同時に、中川文科大臣発言には、教育関係者や八重山採択地区内住民らからも強い落胆と憤りの声が高まっている。

もとより、私は教育、とりわけ教科書選定過程においては、政治とは一線を画した独立性、中立性、公平性が確保されるべきとの立場だ。そのうえで、学校関係者や教育委員、保護者らをはじめとする地域住民が協議を尽くして、子どもたちにとってより良いと思われる教科書の選定・採択を望むものである。

以下、質問する。

一　政府は、二〇一一年九月八日の八重山採択地区における「三市町教育委員による全員協議」について「残念だが協議は整っていないと考えざるを得ない」とした中川文科大臣発言を政府統一見解とする認識か。それとも、中川文科大臣が所管大臣として見解を明らかにしたにすぎないとの認識か、見解を明らかにされたい。

二　政府は、前記中川文科大臣の見解に従い、二〇一一年九月八日の「三市町教育委員による全員協議」は「不成立」あるいは「無効」との認識か否か、その法的根拠を具体的に示したうえで見解を明らかにされたい。

三　政府は、二〇一一年九月九日付、石垣市教育委員会教育長・玉津博克発出、中川文科大臣宛の文書（石教指第七九二号）「八重山地区教科書採択に関する三地区教育委員会協議の無効について」および二〇一一年九月八日付、与那国町教育委員会教育長・崎原用能発出、中川文科大臣宛の文書（与教一一二四号）「八重山地区教科書採択に関する三市町教育委員協会の協議の無効について」の存在を承知のうえ、その内容を確認しているか。

また、これらの文書は石垣市および与那国町の両教育委員会の長たる教育委員長名ではな

く、一教育委員たる教育長名による発出文書である。政府は両文書について、石垣市および与那国町それぞれの教育委員会の機関意思として発出されたものであるとの認識か、見解を明らかにされたい。

　併せて、当該両教育長発出のかかる文書は、二〇一一年九月八日の八重山採択地区における「三市町教育委員による全員協議」に関して、中川文科大臣が「協議は整っていない」と発言した根拠になっているのかどうか政府の見解を示されたい。

四　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第十三条第四項に定める「協議」の定義を明らかにされたい。そのうえで、「採択協議会」の定義および法的根拠についても明らかにされたい。

五　教科書の採択権は各市町村の教育委員会にあるのか、それとも「採択地区協議会」にあるのか、その法的根拠を明示したうえで政府の見解を明らかにされたい。

六　文部科学省あるいは都道府県教育委員会は、教科書の採択に関していかなる権限を有しているのか、法的根拠と併せて明らかにされたい。また、かかる文部科学省あるいは都道府県教育委員会の権限に、市町村教育委員会は拘束されるのか、法的根拠を明示したうえで政府の見解を明らかにされたい。

七　八重山採択地区における教科書選定をめぐる問題に関し、二〇一一年九月十三日の中川文科大臣発言の前と後で、文部科学省と沖縄県教育庁は異なる見解を有しているとの認識か、政府の見解を示されたい。その場合、いかなる点で見解を異にしているのか具体的に説明されたい。

八　教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第十四条で規定するように、「教科書需要集計一覧表」の文部科学大臣への提出期限である「九月十六日」は、各市町村教育委員会が次年度教科書の無償配布を受けるための期限となるのか、政府の見解を明らかにされたい。

　仮に、市町村教育委員会が「九月十六日」までに「教科書需要集計一覧表」を文部科学大臣に提出しなかった場合ただちに、当該教育委員会は次年度の教科書が有償となるのか、政府の見解を明らかにされたい。必ずしも「九月十六日」をもって期限とするものでない、との認識であれば、法的根拠を示したうえで無償配布のための教科書採択の最終期限について明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七八第二七号

平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員照屋寛徳君提出沖縄県「八重山採択地区」における教科書選定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出沖縄県「八重山採択地区」における教科書選定に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号。以下「無償措置法」という。）第十二条第一項の規定に基づいて設定された採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、無償措置法第十三条第四項は、採択地区内の市町村の教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないと規定しており、この協議の方法については、採択地区内の各市町村教育委員会の合意により決定されるものであるところ、文部科学大臣は、平成二十三年九月十三日、無償措置法を所管する大臣として、御指摘の「三市町教育委員による全員協議」について、「協議は整っていないと考えざるを得ない」旨述べた。これは、御指摘の石垣市教育委員会教育長及び与那国町教育委員会教育長から文部科学大臣宛てに提出された各文書において、石垣市教育委員会及び与那国町教育委員会は、「三市町教育委員による全員協議」において教科用図書の採択に関する協議を行うことについて合意していないとの認識が示されており、かつ、これらの文書が教育委員会の指揮監督の下に教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる教育長の名義で作成され、両教育委員会の教育長名の公印が押され公文書番号が付されるなど、両教育委員会により発出された公文書と認められるものであったこと等を踏まえ、「三市町教育委員による全員協議」における協議は、無償措置法第十三条第四項の規定による協議には当たらないと考えたためである。

四について

　無償措置法第十三条第四項の規定による協議は、採択地区内の市町村教育委員会が、種目ごとに同一の教科用図書を採択するために行う協議であり、一般的には、そのための組織として、採択地区内の各市町村教育委員会の合意により、「採択協議会」等が設置されているものと承知している。

五について

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「地教行法」という。）第二十三条第六号は、教育委員会が管理し執行する事務として、「教科書その他の教材の取扱いに関すること」と規定しており、公立小学校及び中学校等において使用する教科用図書の採択については、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行うこととされているが、無償措置法第十二条第一項の規定に基づいて設定された採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、無償措置法第十三条第四項の規定により、当該採択地区内

の市町村の教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとされている。

六について

文部科学省又は都道府県教育委員会の有する教科用図書の採択に関する権限としては、例えば、地教行法第四十八条第一項は、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教科用図書の取扱いに関することを含め、教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができると規定している。また、都道府県教育委員会については、無償措置法第十条は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、市町村教育委員会等の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならないと規定している。これらの規定による権限は、指導・助言・援助であり、直接、市町村教育委員会を拘束するものではない。

七について

文部科学省としては、平成二十三年九月十三日以前から、沖縄県八重山採択地区内の各市町教育委員会において、中学校社会科の公民的分野について、無償措置法第十三条第四項の規定による同一の教科用図書の採択が行われていないと認識しており、沖縄県教育委員会の見解については政府としてお答えする立場にないが、かかる文部科学省の認識を沖縄県教育委員会に伝えたところである。

八について

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第十四条は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第八条の規定に基づき文部科学大臣が「発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数を指示」するために、同法第七条第二項の規定に基づき都道府県教育委員会が当該都道府県内の「教科書の需要数を・・・文部科学大臣に報告」する期限を定めたものであり、教科用図書の無償給付を受けるための期限を定めたものではない。

平成二十三年九月十四日提出
質問第二八号

取調べの全過程可視化に対する野田佳彦内閣の見解に関する質問主意書

提出者　浅野　貴博

取調べの全過程可視化に対する野田佳彦内閣の見解に関する質問主意書

本年八月八日、法務省は、犯罪捜査の取調べを録音・録画するいわゆる取調べの可視化について検討し、調査してきた内容をまとめた報告書（以下、「報告書」とする。）を江田五月前法務大臣に提出している。その「報告書」の内容について、過去の政府答弁書（内閣衆質一七七第三八八号）では、「法務省においては、本年八月八日、被疑者取調べを録音・録画の方法により可視化することについて、法務省の政務三役を中心とする勉強会における検討の成果を取りまとめ、『被疑者取調べの可視化の実現に向けて』、『取調べの可視化に関する法務省勉強会の検討結果（概要）』、『被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ』、『取調べに関する国内調査結果報告書』、『取調べの録音・録画制度等に関する国外調査結果報告書』及び『取調べの録音・録画に関する取組方針』を公表したところである。このうち『被疑者取調べの可視化の実現に向けて』において、制度としての被疑者取調べの可視化を実現することの必要性等について、『被疑者取調べの可視化が、取調べ状況を客観的に記録し、自白の任意性の的確な判断を容易にするとともに、不適正な取調べの抑制にも資するもので、えん罪を防止するために有効な手段』であって、『取調べの可視化を制度化することは是非とも必要であり、法務省として責任を持って、制度としての可視化を実現していかなければならない』とした上で、『録音・録画の対象とすべき範囲として、まず、裁判員制度対象事件の身柄拘束下における被疑者の取調べが考えられることなど、制度としての取調べの可視化の在り方について一定の方向性を示すとともに、その制度設計の検討に資するよう、検察の運用による取調べの録音・録画を試行的に拡大すべき』ことし、『法務省としては、可視化の趣旨・目的の重要性に鑑み、法制審議会からできる限り速やかに答申を受け、制度としての取調べの可視化を実現していく所存である』としており、今回の取りまとめは、被疑者取調べの可視化の実現に向けた取組として大きな意義があるものと考えている。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一　「報告書」に対する野田佳彦内閣の見解如何。

前文で触れた「報告書」の内容にあるように、取調べを可視化することの意義、またその実現に向け、積極的に取り組んでいくことを、野田内閣としても継承するか。

二　取調べの全過程を可視化することについて、「報告書」では過去の答弁書に「一及び二について述べた『被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ』においては、『個別の具体的事情を問わずに一律に録音・録画を義務付けるような制度を構築することは適当とは考え難く、録音・録画の必要性と現実性との間でバランスのとれた制度を検討することが必要である』としているところ、その理由として、『現在実施されている取調べ過程の一部の録音・録画であっても一定の効果が認められること』、『全過程の録音・録画記録を視聴する負担は無視できないものとなり得ること』及び『録音・録画によって取調べの機能に支障が生じるおそれが大きいことは否定できないこと』などを指摘している。」とあるように、あくまで慎重な姿勢を崩さないでいる。しかし、現在各場面で施行されている、主に容疑者が自白した後、供述調書の内容を確認する場面のみという、一部のみの可視化措置では、自白に至るまでの取調べにおいてどのようなことがなされたのかが

わからず、捜査の適正化を図り、冤罪を防止するためにはかえって有害となることが多いと考えるが、右に対する平岡秀夫法務大臣の見解如何。

三　取調べの可視化、特に一部ではない全過程の可視化に関する、山岡賢次国家公安委員会委員長の見解如何。

四　野田内閣として、検察に限らず、警察による取調べに対しても、今後全過程も視野に入れ、可視化措置を拡大させていく考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一七八第二八号
平成二十三年九月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出取調べの全過程可視化に対する野田佳彦内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出取調べの全過程可視化に対する野田佳彦内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一について

法務省においては、本年八月八日、被疑者取調べを録音・録画の方法により可視化することについて、法務省の政務三役を中心とする勉強会における検討の成果を取りまとめ、公表したところであり、この取りまとめは、先の答弁書（平成二十三年八月十九日内閣衆質一七七第三八八号）一及び二についてで述べたとおり、被疑者取調べの可視化の実現に向けた取組として大きな意義があるものと考えている。

二について

法務省が本年八月八日に公表した「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」においては、「一般的には、取調べの一部の録音・録画であっても、自分の言葉で事件について話しているか、取調官からの指摘を肯認するのみであるのかなど、録音・録画時の被疑者の言動、態度等を映像及び音声で確認することにより、それ以前の取調べ状況も自ずと明らかになるといえる。現在検察において実施又は試行している取調べの録音・録画では、録音・録画について特段の手順の定まっていない過去の事例とは異なり、録音・録画に係る取調べにおいて、被疑者が供述を尽くしていないのに一方的に取調べを終了することのないようにするとともに、当該取調べの最後に改めて被疑者に取調べの状況等について自由に供述する機会を与えることとしているところである。現に、今般の調査結果を見る限り、具体的な事件において、指摘されているような取調べの一部の録音・録画の問題性が確認されたなどの状況は認められなかった。」とされ、取調べの全過程を録音・録画せず、その一部を録音・録画した場合であっても、被疑者の供述調書の任意性・信用性等に関する裁判所の判断や取調べの適正の確保に一定の効果を有するものとされているところである。

三及び四について

お尋ねについては、国家公安委員会委員長の研究会において、治安水準の維持という観点も踏まえて、取調べの高度化と可視化、捜査手法の高度化等について幅広く検討することとしており、諸外国の取調べ、捜査手法等について調査を行うとともに、我が国の取調べの機能等について順次検討を進めているところである。

平成二十三年九月十四日提出
質問第二九号

国会議員からの電話等に対する警察庁の対応等に関する質問主意書

提出者　浅野　貴博

国会議員からの電話等に対する警察庁の対応等に関する質問主意書

二〇一一年八月十二日に講談社文庫より発行された竹内明氏の著書『秘匿捜査』の一五八ページから一五九ページにかけて、

「知的な恫喝

警備局長というのは警備公安警察のトップだ。特定の政治団体、極左、労働団体、カルトなど宗教教団、国際テロ組織、朝鮮総連や在京大使館を拠点に活動する各国の情報機関員などの情報収集を行っているのが警視庁公安部と、道府県警察の警備部である。これらを予算面、情報面で束ねているのが警察庁警備局だ。（中略）

いくら霞が関では強面でならした政治家でも、警備局長を怒鳴りつけて、正規の視察活動を中止させるとは、途方もなく勇気がある行動である。しかし、警備公安警察のトップに君臨する男は、一国会議員の恫喝に屈する形で、スミルノフへの視察中止命令を下してしまったのである。

その背景について、当時の警備局関係者はこう解説する。

『鈴木宗男氏からの電話の一件はすべて記録に残されていた。局長は確かに電話で怒鳴られた。（後略）』」

との記述がある。右を踏まえ、質問する。

一　前文で触れた『秘匿捜査』並びに当該記述部分を、政府、特に警察庁として承知しているか。

二　警察庁警備局として、国会議員から何らかの案件に関する電話を受けた時、それについて記録を残しているか。いるのなら、その理由並びに記録の具体的方法、当該記録の保管場所並びに保管期間、保管に係る責任者の官職等、その詳細を明らかにされたい。

三　警察庁警備局として、過去に国会議員から電話による要請を受け、ある外国人への視察、追尾活動を取りやめたことはあるか。

四　前文で触れた『秘匿捜査』の記述にある当時、警備局長を務めていた者の氏名を明らかにされたい。

五　前文で触れた『秘匿捜査』の記述にあるように、四の者が鈴木宗男前衆議院議員から電話で要請を受け、ある外国人への視察、追尾行動を取りやめたという事実はあるか。

六　前文で触れた『秘匿捜査』の記述にあるように、当時鈴木前衆議院議員からの電話のやり取

りがすべて記録に残されていたという事実はあるか。

七　六で、あるのなら、その記録は現在も保管されているか。

八　七で、保管されているのなら、それはどこに、誰の責任の下、いつまで保管されることになっているのか、それぞれ明らかにされたい。

九　七で、現在は保管されていないのなら、いつの時期まで当該記録は保管されていたのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七八第二九号
平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出国会議員からの電話等に対する警察庁の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出国会議員からの電話等に対する警察庁の対応等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の書籍については承知している。

二について

お尋ねについては、警察庁として、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）等に基づき、適切に行っている。

三について

お尋ねは、警察機関の具体的活動に関わる事柄であることから、答弁は差し控えたい。

四について

御指摘の「前文で触れた『秘匿捜査』の記述にある当時」が具体的にいつの時点を指すのか明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五から九までについて

特定の書籍における個別の記述について、答弁することは差し控えたい。

平成二十三年九月十四日提出
質問第三〇号

外務省が発行している雑誌「外交」に関する質問主意書

提出者　浅野　貴博

外務省が発行している雑誌「外交」に関する質問主意書

一　税金の無駄遣い根絶に対する玄葉光一郎外務大臣の見解如何。

二　かつて外務省は、昨年の事業仕分けにより、廃止と判定され、現在は廃刊となっている、都市出版から発行されていた月刊誌「外交フォーラム」を買い上げていたと承知する。二〇〇九年度は、同省として年間で約十万八千部購入し、それに係る費用は総額で七一六〇万円であったと承知するが、確認を求める。

三　二で述べたように、「外交フォーラム」は事業仕分けにより廃止と判定され、現在は廃刊となっている。玄葉大臣としても、かつて同月刊誌を外務省が買い取っていたことは税金の無駄遣いであったと認識しているか。

四　「外交フォーラム」は廃刊となったが、現在は外務省が自ら発行する形で「外交」という雑誌が隔月で発行されていると承知する。「外交」を外務省が自ら発行することは、我が国の外交を推進し、我が国の国益を確保する上でどのような意義があるのか。外務省の見解如何。

五　「外交」に関し、以下の質問に答えられたい。

①　「外交」は毎年何冊発行されているか。

②　「外交」の一冊あたり発行費用はいくらか。またその費用はどこがどれだけ負担しているのか、全て明らかにされたい。

③　「外交」の執筆者に対する原稿料は一人あたりいくらか。またその原稿料は、どこがどれだけ負担しているのか明らかにされたい。

④　「外交」の企画・制作元はどこか。またそれはどのような方法により決められているのか。

⑤　外務省として、「外交」を買い上げているか。いるのなら、号ごとに何冊買い上げているのか、またその費用は総額でいくらか、それぞれ明らかにされたい。

⑥　⑤で、買い上げているのなら、外務省としてその「外交」を国会議員はじめ各方面に配布しているか。いるのなら、その配布数、配布先及び配布に係る費用を明らかにされたい。

⑦　⑤及び⑥で、買い上げており、各方面に配布しているのなら、外務省としてその「外交」を第三種郵便物制度を用いて配布しているか。しているのなら、それは適切か。

六　平成二十三年度より、「外交」の企画・制作元が変わり、以前「外交フォーラム」を発行していた都市出版が担当することとなったと承知するが、確認を求める。

七　六の「外交」の企画・制作元の決定は、どのような経緯によりなされたものか説明されたい。

八　二で述べたように、以前都市出版により発行されていた「外交フォーラム」を外務省が買い上げることは、事業仕分けにより税金の無駄遣いと判定され、同月刊誌は廃刊となっている。その焼き直しともいえる雑誌「外交」を外務省が自ら発行する形で創刊し、また同様に都市出版が企画・制作を担当することは、昨年の事業仕分けの結果を踏まえない、税金の無駄遣いの繰り返しとなるのではないのか。玄葉大臣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七八第三〇号
平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出外務省が発行している雑誌「外交」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出外務省が発行している雑誌「外交」に関する質問に対する答弁書

一について

厳しい財政事情の下、予算の効率的な執行のため、無駄の削減に引き続き取り組んでいくことは、重要であると考えている。

二について

御指摘のとおりである。

三及び四について

国民の理解と信頼を得ながら外交を進めていくためには、国際情勢及び外交に関する国内外の幅広い意見を紹介する外交専門誌の存在は重要な意義を有していると考えている。こうした観点から、「外交フォーラム」は有益な雑誌であったと認識しているが、平成二十一年に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて、民間誌の買上げを行うことは適切ではないと指摘されたことは、重く受け止めている。このため、同誌の買上げを廃止した上で、新たな外交専門誌の在り方を検討した結果、外務省が「外交」を発行することとしたものである。

五の①について

平成二十二年度は、年間三万七千冊を発行した。平成二十三年度は、年間二万七千冊を発行する予定である。

五の②から④までについて

「外交」の企画、編集、出版等に関する業務については、外務省において、企画競争を実施して委託先を決定している。

平成二十二年度については、株式会社時事通信出版局が四千七百十三万円で受託し、平成二十三年度については、都市出版株式会社が四千十一万円で受託したところである。

同誌の企画、編集、出版等に要する費用は、契約額の範囲内で受託者が決定している。原稿料についても、受託者が決定している。

五の⑤から⑦までについて

外務省として、「外交」の買上げは行っていない。

六及び七について

五の②から④までについてでお答えしたとおり、外務省において企画競争を実施した結果、平成二十三年度における「外交」の企画、編集、出版等に関する業務は、都市出版株式会社が受託したものである。

なお、平成二十四年度についても、企画競争を実施して委託先を決定する予定である。

八について

三及び四についてでお答えしたとおり、行政刷新会議の事業仕分けの指摘を受けて「外交フォーラム」の買上げを廃止したが、外交専門誌の存在は重要な意義を有していることから、外務省が「外交」を発行することとしたものである。

「外交」の発行に際しては、企画、編集、出版等に関する業務の委託先を企画競争により決定するなど、透明性の確保及び予算の効率的な執行に努めており、「税金の無駄遣い」であるとの御指摘は当たらない。

平成二十三年九月十六日提出

質問第三一一号

豪雨発生時における避難・救助対策に関する質問主意書

提出者　木村　太郎

豪雨発生時における避難・救助対策に関する質問主意書

前任の菅再改造内閣が総辞職し、内閣総理大臣指名選挙が行われていた同時期、また東日本大震災から半年が過ぎ、防災の日の節目には災害意識が高まっていた日本列島では、台風十二号が紀伊半島を中心に千八百ミリを超える豪雨をもたらし、近年では平成十六年の台風二十三号以来の深刻な被害を与えた。

報道によると、八日午前零時現在のまとめで、死者・行方不明者百十人にのぼっており、特に和歌山県や奈良県などでは山崩れが多発し、河川の増水で家が流され、死者・行方不明者の多くが逃げ遅れたとみられている。また、道路の寸断によって未だに多くの住民が孤立し、自衛隊や警察のヘリコプターが救援活動を続けている状況である。

総務省消防庁によると、台風の接近により十四万人以上に避難指示・勧告が出たものの、実際に避難したのは約四千五百人としており、一部地域では避難指示は出さず、住民の判断に任せたところもあった。

自公政権時の平成十七年から、市区町村に対して求めていた水害発生時に避難勧告などの具体的な基準が着実に進んでいるとは言い難く、その主たる原因は、これまでの鳩山・菅政権における「地方に厳しく、自分に甘い」姿勢が、全国の自治体との信頼及び協力関係を希薄にしてしまったと解釈するからである。

東日本大震災による被災地への対応もさることながら、国は自衛隊、警察、全国の自治体、自治体消防、消防団等との信頼関係を回復させ、有事に備える万全の態勢を整えることが益々重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一　内閣は九月四日、台風の発生に伴い、災害対策関係省庁連絡会議を開催し、非常災害対策本部を設置したが、同日は紀伊半島を中心に八十人を超える死者・行方不明者を出しており、初動の遅れは否めない。台風接近時から直ちに、国土交通省などの知見を持つ高官を現地に派遣し指示させるべきだったと考えるが、野田内閣の見解如何。

二　総務省消防庁が行った平成二十二年十一月一日時点の全国の市区町村における避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況調査結果によれば、例えば水害に関しては、策定済みである市区町村の割合は、五十九・五パーセントだったが、その後における全国及び今回の台風十二号によって被災した地域の進捗状況はどのようになっているのか示されたい。またこれについてどのように分析しているのか、野田内閣の見解如何。

三　二に関連し、前回調査時点で策定中の市区町村について、その進捗状況はどのようになっているのか。また、未だ策定がなされていない市

区町村に、国として今後どのように支援していくのか、野田内閣の見解如何。

四　避難勧告・指示については、市町村長が判断して発令することになっているが、あくまで自治体機能が稼動していることを前提としている。しかし、近年風水害の形態や規模が大型化しているため、その状況変化に適時的確な災害対応が求められ、市町村長の発令を見直す必要があると考えるが、野田内閣の見解如何。

五　急峻な山地では、基幹道路が海岸沿いにあり、山間部の交通網が土砂災害などで通行を遮断され、復旧するまで多くの住民が孤立した状態が続く。土砂災害や冠水の危険性の高い場所を地域で共有し、複数の避難経路や避難場所を設置するなどの対策が必要と考えるが、国としてどのように対応していくのか、野田内閣の見解如何。

六　昨夏、政府の中央防災会議は専門調査会を設置し、住民の災害避難のあり方について再点検を始めていると聞くが、その進捗状況はどのようになっているのか、野田内閣の具体的な見解如何。

七　一～六に関連し、国は自衛隊、警察、全国の自治体、自治体消防、消防団等との信頼関係を回復させ、市町村に対する支援を一層強化すべきと考えるが、今後財政面などを含みどのような支援を講じていくのか、野田内閣の具体的な見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七八第三一号

平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出豪雨発生時における避難・救助対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出豪雨発生時における避難・救助対策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの台風第十二号への対応については、平成二十三年九月二日午後五時に内閣府情報対策室を、同月三日午前九時に官邸情報連絡室を設置するとともに、同月四日には午前十時三十分から関係省庁連絡会議を開催し、同日午後八時には災害対策基本法（昭和三十六年法律二百二十三号）第二十四条第一項の規定に基づき非常災害対策本部を設置するなど、台風の接近状況や被害状況等を踏まえ、必要な体制を確保したところである。また、同月二日から国土交通省の災害情報連絡担当官を、同月三日から同省の緊急災害対策派遣隊を、同月四日から内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、防衛省等の職員を構成員とする政府調査団を三重県、奈良県及び和歌山県に派遣するなど、適時適切に職員を現地に派遣してきており、政府としては、適切に対応してきていると認識している。

二及び三について

避難勧告等に係る具体的な発令基準（以下「発令基準」という。）の策定状況については、今後、平成二十三年十一月一日時点の状況を調査する予定であり、現時点において、平成二十二年十一月一日後の状況は把握していない。

なお、平成二十二年十一月一日時点の全国の市区町村における発令基準の策定状況調査においては、例えば、水害発生時の発令基準を策定中であると回答した五百五十三市区町村のうち、三百十五市区町村が平成二十三年八月までに策定する予定であると回答しており、今回の台風第十二号により大きな被害があった三重県、奈良県及び和歌山県の三県では、策定中であると回答した三十市町村のうち、二十二市町村が同月までに策定する予定であると回答している。

政府としては、これまでも、毎年の出水期の前に中央防災会議会長（内閣総理大臣）から都道府県防災会議会長に通知するなどにより市区町村における発令基準の策定を促すとともに、先進事例に係る情報提供等を行うことにより市区町村における発令基準の策定を支援してきたところであり、引き続き、未策定の市区町村において発令基準が速やかに策定されるよう、情報提供の充実等に努めてまいりたい。

四、五及び七について

政府としては、「防災基本計画」（昭和三十八年六月十四日中央防災会議決定）に基づき、各地域の実態に即した発令基準の設定やその適切な運用、地形、災害に対する安全性等に配慮した避難経路及び避難場所の確保等が図られるよう、これまでも、地方公共団体に対して適切に対応するよう促してきたところである。

今後とも、今般の災害に係る避難の実態を踏まえつつ、発令基準の速やかな策定や必要な見直しに資する情報提供の充実に努めるなど、適切に対応してまいりたい。

六について

お尋ねについては、中央防災会議の災害時の避難に関する専門調査会をこれまでに五回開催し、災害別の避難場所の在り方など、避難をめぐる様々な課題に対する対応策を検討しているところである。

平成二十三年九月十六日提出

質問第三一一号

能登半島沖で脱北者が保護された件に関する質問主意書

提出者　浅野　貴博

能登半島沖で脱北者が保護された件に関する質問主意書

本年九月十三日早朝、石川県輪島市能登半島沖で、北朝鮮から逃げてきたとみられる男女九名（以下、「九名」とする。）が、我が国の海岸からわずか六、五ｋｍの場所で、我が国の漁船に発見されるという事態が発生した。「九名」は一時庇護の扱いを受け、現時点において長崎県大村市の入国管理施設に滞在していると承知する。右を踏まえ、質問する。

一　「九名」はそれぞれどのような関係で、北朝鮮においてどのような立場にあり、どのような経緯から我が国に漂着してきたのか等、今回の事例の詳細につき、政府として把握しているか。また右につき、「九名」に対して聴取をしているか。

二　政府、特に我が国の海上警備を担当する海上保安庁として、いつ、どのようにして「九名」を発見したのか。発見当初の状況を詳細に明らかにされたい。

三　政府、特に海上保安庁として、なぜ「九名」が我が国側にもっと接近する前に、また漁船からの通報を受ける前に発見することができなかったのか。その理由を明らかにされたい。

四　北朝鮮では、来年にも金正日総書記の後継に三男の金正恩氏が就くと言われているが、同国内の食糧事情、独裁体制のあり方、またそれらに伴う国民の不満等から来る国家混乱、そして今後更に脱北者が出てくる可能性について、政府としてどのような見解を有しているか。

五　三の反省を踏まえ、そして四の事態を見据え、政府として今後どのような対策を練り、北朝鮮動乱に対して備える考えでいるのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七八第三二号
平成二十三年九月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出能登半島沖で脱北者が保護された件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出能登半島沖で脱北者が保護された件に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、お尋ねの事案の詳細について把握するため、適切に対応しているところであるが、御指摘の「九名」それぞれの関係等、身分事項を含む事案の詳細については、個人のプライバシーの保護や安全確保等の観点から、お答えすることは差し控えたい。

また、お尋ねの聴取については、出入国管理上必要となる事情聴取等は実施しているが、個別具体的にお答えすることは差し控えたい。

二について

お尋ねについては、平成二十三年九月十三日午前七時二十六分頃、能登半島輪島沖を航行していた日本漁船（以下単に「漁船」という。）の乗組員から海上保安庁第九管区海上保安本部に対し、ハングルを表示した見慣れない船舶（以下「本件船舶」という。）がいる旨の緊急通報があり、この通報を受けて出動した同庁の航空機の乗組員が、同日午前八時五十五分頃、本件船舶を発見し、成人男性三名、成人女性三名及び子供三名の合計九名の乗船を確認したものである。

三について

海上保安庁としては、北朝鮮に関連する情報の収集及び把握並びに不審事象等の早期発見のため、我が国沿岸海域において、巡視船艇及び航空機による厳重なしょう戒に努めているところである。

また、我が国の広大な海域における不審事象等の早期発見のためには、海事関係者等の協力が不可欠であることから、日頃から、同庁の緊急通報用の電話番号である一一八番への緊急通報を呼びかけているところである。

本事案は、漁船から同庁への緊急通報を基に同庁による本件船舶の発見に至ったものであるが、今後とも、関係機関との連携を図るとともに、海事関係者等の協力を得て、我が国沿岸海域における警戒監視に万全を期していく考えである。

四について

お尋ねについては、関連情報の収集及び分析に努めているところであるが、それらの内容を明らかにすることは、我が国の情報の収集及び分析能力を明らかにすることになることから、お答えすることは差し控えたい。

五について

国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす様々な緊急事態に迅速かつ的確に対処することができる体制を構築することは、政府の当然の責務である。

これらの緊急事態への対処に当たっては、政府全体として総合力を発揮することができるようにすることが重要であり、これまでも、様々な緊急事態に対処するための体制を整備するとともに、その充実にも努めてきているところである。

いずれにせよ、政府としては、今後とも、国及び国民の安全を守るため、様々な緊急事態への対処の在り方について不断の点検を行い、危機管理体制の充実・強化に努めてまいりたい。

（答弁通知書受領）

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員浅野貴博君提出菅直人前内閣における内閣官房機密費の使途並びに野田佳彦新内閣における同機密費の情報開示等のあり方に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員木村太郎君提出厚生労働大臣の不見識なたばこ増税発言に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員佐藤勉君提出ＪＲ総連及びＪＲ東労組への革マル派の浸透に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の

国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員小野寺五典君提出野田内閣の内政及び重要外交課題に対する基本姿勢に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員小野寺五典君提出野田内閣の安全保障政策への姿勢に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員小野寺五典君提出野田内閣の経済連携協定に対する姿勢に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員小野寺五典君提出平成二十三年度第二次補正予算の執行状況に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員小野寺五典君提出野田内閣の法曹養成制度の検討の進捗状況に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員橘慶一郎君提出国と地方自治体との関係に係る菅内閣から、野田内閣への引継ぎに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員渡辺喜美君提出原子力発電所事故の賠償に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員橘慶一郎君提出今後の法曹養成制度の検討の進捗状況に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員木村太郎君提出脳卒中対策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員秋葉賢也君提出我が国巡視船の損害賠償請求等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうちポンプに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち貯水池に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち予定地に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち最終処分に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員河野太郎君提出日本―ヨルダン原子力協定のうち地震に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員河野太郎君提出原子力発電所の輸出に伴う使用済み核燃料に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員河野太郎君提出原子力発電所の輸出に伴う政府保証に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員河野太郎

君提出政府の昨今の複数の問いのある質問主意書への回答に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員河野太郎君提出政府の昨今の質問主意書への回答への政務三役の介入に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員高市早苗君提出台風十二号被災地の復旧対策及び今後の防災対策等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員河野太郎君提出再就職等監視委員会の委員長および委員の任命に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員照屋寛徳君提出沖縄県「八重山採択地区」における教科書選定に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員塩川鉄也君提出野田内閣の内閣官房機密費の情報公開方針に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員浅野貴博君提出外務省が発行している雑誌「外交」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員浅野貴博君提出取調べの全過程可視化に対する野田佳彦内閣の見解に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、衆議院議員浅野貴博君提出国会議員からの電話等に対する警察庁の対応等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年九月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

国会法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十三年九月二十九日

提出者

議院運営委員長　小平　忠正

国会法の一部を改正する法律

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の六項を加える。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故について、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員の推薦、その要請を受けて国政に関する調査を行うこと等のため、附則第十項の法律がその効力を有する間、国会に、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会（以下「両院合同協議会」という。）を置く。

両院合同協議会は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の要請を受けた場合において必要があると認めるときは、当該要請に係る事項について、国政に関する調査を行うことができる。

第百四条の規定は、前項の規定による国政に関する調査を行う場合における両院合同協議会について準用する。

前二項に定めるもののほか、両院合同協議会の組織、運営その他の事項については、両議院の議決によりこれを定める。

国会に、別に法律で定めるところにより、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置く。

内閣は、当分の間毎年、国会に、前項の法律の規定により送付を受けた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日（その日において国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合にあっては、その日後初めて召集される国会の召集の日から起算して十日を経過した日）から施行する。

（議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部改正）

第二条　議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律（昭和二十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

国会法附則第六項の規定により国会に東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会が置かれている間における第一条及び第六条の規定の適用については、第一条中「各議院」とあるのは「各議院又は両院合同協議会（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）附則第六項に規定する東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会をいう。第六条において同じ。）」と、第六条中「又は政治倫理審査会」とあるのは「若しくは政治倫理審査会又は両院合同協議会」とする。

（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正）

第三条　議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）附則第六項の規定により国会に東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会が置かれている間における第一条から第一条の三までの規定の適用については、第一条中「各議院」とあるのは「各議院又は両院合同協議会（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）附則第六項に規定する東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会をいう。以下同じ。）」と、第一条の二第一項中「各議院」とあるのは「各議院又は両院合同協議会」と、同条第二項中「合同審査会」とあるのは「合同審査会（両院合同協議会を含む。以下同じ。）」と、第一条の三中「各議院」とあるのは「各議院又は両院合同協議会」とする。

理　由

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故について、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員の推薦、その要請を受けて国政に関する調査を行うこと等のため、国会に、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案

右の議案を提出する。

平成二十三年九月二十九日

提出者

議院運営委員長　小平　忠正

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法

目次

第一章　目的及び設置（第一条）
第二章　組織等（第二条―第九条）
第三章　事故調査等（第十条―第十七条）
第四章　財政措置等（第十八条）
附則

第一章　目的及び設置

第一条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の直接又は間接の原因及び当該事故に伴い発生した被害の直接又は間接の原因並びに関係行政機関その他関係者が当該事故に対し講じた措置及び当該被害の軽減のために講じた措置の内容、当該措置が講じられるまでの経緯並びに当該措置の効果を究明し、又は検証するための調査並びにこれまでの原子力に関する政策の決定又は了解及びその経緯その他の事項についての調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき、原子力に関する基本的な政策及び当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について提言を行い、もって国会による原子力に関する立法及び行政の監視に関する機能の充実強化に資するため、国会に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置く。

第二章　組織等

（組織）

第二条　東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「委員会」という。）は、委員長及び委員九人をもって組織する。

2　委員長及び委員は、非常勤とする。

3　委員長は、委員会の事務を統理し、委員会を代表する。

4　委員長は、委員会の議決を経て、かつ、事前に、時宜によっては事後に、両議院の議長の承認を得て、委員会の業務の遂行上必要な諸規程を定めることができる。

5　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

（委員長及び委員の任命）

第三条　委員長及び委員は、委員会の職務の遂行に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）附則第六項に規定する東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会（以下「両院合同協議会」という。）の推薦に基づき、両議院の議長が、両議院の承認を得て、これを任命する。

（委員長及び委員の身分保障）

第四条　委員長及び委員は、心身の故障のため職務の遂行ができないこと又は職務の執行上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があったことについて両議院の議決があったときを除いては、罷免されることはない。

（委員長及び委員の服務）

第五条　委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2　委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

3　委員長及び委員は、他の官職を兼ね、又は公選による公職の候補者となり、若しくは公選に

よる公職と兼ねてはならない。

（接触等の報告）

第六条　委員長及び委員は、利害関係者（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第三項に規定する原子力事業者（以下「原子力事業者」という。）及び原子力事業者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員及び同条第三項に規定する特別職の職員のうち両議院の議長が協議して定める者その他両議院の議長が協議して定める者をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる行為を行ったときは、各月ごとに、利害関係者の名称又は氏名、当該行為の概要、当該行為を行った年月日その他両議院の議長が協議して定める事項を記載した報告書を、当該月の翌月の初日から七日以内に、両議院の議長に提出しなければならない。ただし、私的な関係（委員長又は委員としての身分に関わらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する国民の疑惑又は不信を招くおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

一　利害関係者から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けること。

二　利害関係者から、人的役務に対する報酬の支払を受けること。

三　前二号に掲げるもののほか、その職務を遂行する場合以外の場合において、利害関係者と面会、文書の送付その他の方法により接触すること。

2　両議院の議長は、前項の報告書を受理したときは、これを公表する措置を講ずるものとする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の報告書に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

（会議及び会議録）

第七条　委員会がこの法律の規定によってその所掌に属させられた事項を決定する場合においては、委員会の議決を経なければならない。

2　委員会の会議は、公開することを基本とする。

3　委員会は、会議録二部を作成し、委員長及び委員がこれに署名し、各議院に送付する。この場合において、各議院は、送付を受けた会議録を保存する。

4　委員会の会議録は、これを印刷して各議院の議員に配付する。ただし、特に秘密を要するものと委員会で決議した部分については、この限りでない。

（参与）

第八条　委員会に、委員長及び委員に対し、専門的な知識経験に基づく意見を述べさせるため、参与を置くことができる。

2　参与は、委員会の意見を聴いて、両議院の議長が任命する。

3　参与は、非常勤とする。

（事務局）

第九条　委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2　事務局に、事務局長一人その他所要の職員を置く。

3　事務局長その他の職員は、両議院の議長が協議して定めるところにより、両院合同協議会の意見を聴いて、委員長が任命する。

4　事務局長その他の職員は、民間の有識者を積極的に登用するものとする。

5　事務局に、その事務を分掌するため、部及び課を置く。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第三章　事故調査等

（事故調査等）

第十条　委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

一　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「東京電力福島原子力発電所事故」という。）の直接又は間接の原因を究明するための調査を行うこと。

二　東京電力福島原子力発電所事故に伴い発生した被害の直接又は間接の原因を究明するための調査を行うこと。

三　関係行政機関その他関係者が東京電力福島原子力発電所事故に対し講じた措置及び東京電力福島原子力発電所事故に伴い発生した被害の軽減のため講じた措置の内容、当該措置が講じられるまでの経緯並びに当該措置の効果を究明し、又は検証するための調査を行うこと。

四　これまでの原子力に関する政策の決定又は了解及びその経緯その他の事項についての調査を行うこと。

五　前各号の調査（以下「事故調査」という。）の結果に基づき、原子力に関する基本的な政策及び当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について、提言を行うこと。

六　前各号に掲げる事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。

（参考人の出頭）

第十一条　委員会は、事故調査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2　前項の規定により委員会に出頭した参考人には、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律（昭和二十二年法律第八十一号）の規定の例により旅費及び日当を支給する。

（資料の提出の要求）

第十二条　委員会は、事故調査のため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体の公署、原子力事業者その他の者に対して、資

料の提出を要求することができる。この場合においては、当該要求を受けた者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、これに応じなければならない。

2　前項の要求を受けた国の行政機関及び地方公共団体の公署は、当該要求を受けた日から七日以内に、当該要求に係る資料を提出しなければならない。ただし、その期間内に当該資料を提出することができないことについて正当の理由がある場合において、その理由及び提出することができる合理的な期限を明示したときは、この限りでない。

3　前項ただし書に規定する場合においては、第一項の要求を受けた国の行政機関及び地方公共団体の公署は、当該明示した期限内に、当該要求に係る資料を提出しなければならない。

（職務上の秘密に関する資料の提出）

第十三条　前条第一項の要求を受けた国の行政機関又は地方公共団体の公署は、当該要求に係る資料について、職務上の秘密に関するものであることの申立てを行い、その提出を拒むときは、その理由を疎明しなければならない。この場合において、その理由を委員会において受諾し得るときは、当該国の行政機関又は地方公共団体の公署は、当該要求に係る資料を提出する必要がない。

2　前項の理由を受諾することができない場合は、委員会は、両議院の議長に対して、前条第一項の要求に係る資料の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明又は同項の要求に係る資料の提出が公の利益を害する旨の当該地方公共団体の声明を要求するよう求めることができる。

3　前項の求めを受けた各議院の議長が同項の声明を要求し、これに対して同項の声明があった場合は、前条第一項の要求を受けた国の行政機関又は地方公共団体の公署は、当該要求に係る資料を提出する必要がない。

4　前項の要求後十日以内に、内閣又は地方公共団体が第二項の声明を出さないときは、前条第一項の要求を受けた国の行政機関又は地方公共団体の公署は、当該要求に係る資料を提出しなければならない。

（特定の委員等による予備的又は補充的な調査）

第十四条　委員会は、委員会における参考人からの意見聴取等委員会の調査を効率的及び実効的に行うため、特定の委員又は事務局職員に、事前又は事後の予備的又は補充的な調査を行わせることができる。

2　前項の予備的又は補充的な調査は、特定の委員又は事務局職員を派遣して行うほか、第十一条及び第十二条第一項前段の規定の例に準じて行うものとする。

（両院合同協議会に対する国政調査の要請）

第十五条　委員会は、特に必要があると認めるときは、両院合同協議会に対し、国会法附則第七項の規定により国政に関する調査を行うよう、要請することができるものとする。

（報告書の提出等）

第十六条　委員会は、委員長及び委員の任命の日から起算しておおむね六月後を目途として、事故調査の結果及び第十条第五号の提言を記載した報告書を両議院の議長に提出しなければならない。

2　両議院の議長は、前項の報告書を受理したときは、これを広く公表する措置を講ずるものとする。

3　第一項の報告書は、両議院の議長が協議して定めるところにより、内閣に送付する。

（調査活動の終了）

第十七条　委員会は、前条第一項の報告書を提出したときに、その調査活動を終了する。

第四章　財政措置等

第十八条　この法律の施行に必要となる人員については、国会職員の定員に上乗せして確保されることとするとともに、この法律の施行に必要となる経費が確保されるよう、格別の財政措置が講じられるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、国会法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）の施行の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為その他委員会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（この法律の失効）

第三条　この法律は、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

（国会職員法の一部改正）

第四条　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成二十三年法律第　号）がその効力を有する間における第一条、第五条、第八条、第十五条の六、第十六条、第二十四条の三第一項、第二十八条第一項及び第三十三条の規定の適用については、第一条中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員その他の職員」と、第五条、第八条及び第二十八条第一項中「並びに国立国会図書館」とあるのは「、国立国会図書館」と、「専門調査員」とあるのは「専門調査員並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員」と、第十五条の六中「定める」とあるのは「定め、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の職員については東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長が両議院の議院運営委員会の承認を経て定める」と、第十六条中「専門調査員」とあるのは「専門調査員、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員」と、第二十四条の三第一項中「並びに国立国会図書館の館長」とあるのは「、国立国会図書館の館長並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員」と、第三十三条中「訴追委員会」という。）並びに

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」とする。

前項の規定により読み替えて適用する第三十三条の規定により東京電力福島原子力発電所事故調査委員会に設ける国会職員考査委員会の委員長は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長、その委員には、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び法制次長が、これに当たる。

（国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部改正）

第五条　国会に置かれる機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成二十三年法律第　　号）がその効力を有する間における第一条第二項の規定の適用については、同項中「定めるもの」とあるのは、「定めるもの並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」とする。

（国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第六条　国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成二十三年法律第　　号）がその効力を有する間における第二条の規定の適用については、同条中「並びに国立国会図書館」とあるのは「、国立国会図書館」と、「専門調査員」とあるのは「専門調査員並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員」とする。

理　由

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の直接又は間接の原因及び当該事故に伴い発生した被害の直接又は間接の原因並びに関係行政機関その他関係者が当該事故に対し講じた措置及び当該被害の軽減のために講じた措置の内容、当該措置が講じられるまでの経緯並びに当該措置の効果を究明し、又は検証するための調査並びにこれまでの原子力に関する政策の決定又は了解及びその経緯その他の事項についての調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき、原子力に関する基本的な政策及び当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について提言を行い、もって国会による原子力に関する立法及び行政の監視に関する機能の充実強化に資するため、国会に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約十五億円の見込みである。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
二三〇円
（本体二一〇円）